

のとする。

- 五 米の生産調整の実効を確保するため、昭和四十六年度産米の政府買入れについては、事前売渡申込みの限度数量を定め、これを生産者に通知する。政府買入数量は、事前売渡申込みの限度（七六〇万t）から自主流通米（一八〇万t）を除いた数量（五八〇万t）とする。
- 六 水田の転用を促進する措置を講ずるものとする。

△農林省 昭和四十六年二月▽

・昭和四十五年度米生産調整実施要綱

- 一 都道府県は、市町村別目標を決め、市町村は農家別配分を決める。
- 二 奨励金は水田一枚を単位に、キロ当り八一円とする。
- 三 奨励金は休耕地・養魚池・畜舎建設への転換にも支給。

なお米生産調整のため水田一一万八、〇〇〇ヘクタールの転用計画を政府は決定、昭和四十九年からは、単純休耕に対しては、奨励金が廃止され、いよいよ転作事業は米作り農家に重くのしかかって来た訳である。

第四節 畑 作

1 屯田兵時代

滝川の農業は、明治二十三年春からの開墾によって始まったが、屯田兵のほとんが、士族であるため農耕作業に不馴れで、樹木を切り拓き、広漠たる原野の開墾には、非常に困難を重ねた。屯田兵の幹部は兵事教育を行うと同時に、開拓の奨励をし、しだいに農地

を増していった。

当初、屯田兵の目的は兵農双方に従事、住宅と米・味噌・生活物資の給与のあった三年後は、独立自営の農業経営による自給自足を考えねばならない。

農作物も食糧用として、麦類・豆類・玉蜀黍・粟など、工業用としては養蚕が奨励され、また大麻の耕作による粗製の麻布造りもあつた。

江部乙では、時に畑作の副業として養蚕がとり入れられ、生産経済の均衡を図っていくため、苹果の栽培奨励・苗木の栽植をした。りんごは、腐爛病に悩まされ、滝川兵村でも栽培されていたが、潰滅の悲運に遭遇、江部乙ではその難境を脱した。

このようにして始まった農業も、社会状況の推移によって、その後、農業経営形態も畑作から、現在の水稻・果樹・玉ねぎ・畜産に発展したのである。

滝川村農産物収穫高

△滝川町史▽

種類	年別				
	明治24	明治25	明治26	明治27	明治28
大麦	四五一石	一、〇六九石	六八八石	一九四石	一九四石
小麦	四八九	一、一九一	二八八	五〇〇	五四二
裸麦	四一	一〇	一八九	二七〇	六七九
大豆	二二〇	四三五	七六三	五一六	一、〇八六
小豆	二八六	六七七一	六五一三	〇六六	五、四八二
玉蜀黍	一四五	二六四	四〇一	三二〇	七六四
粟	二四二	一、〇四七	二八七一	四二〇	二、二七一
蕎麥	三〇八	一〇五	五	六〇	一、五二四
					三、〇八二
					一、九八一

一町歩余になったが、大正十一年空知土功組合の灌漑工事竣工に伴い、畑地が漸次造田されるに従って減少し、最近は秋大根の表作として耕作される程度である。

燕麦は初め販売用として耕作されたが、その後大正及び昭和二十年までは、軍需用特需農産物として耕作され、その後家畜・家禽の増加に従い自給作物として耕作されるようになった。

馬鈴薯は初め自家用としてのみ耕作されたが、明治末期から一部は澱粉用に消費され、大正九年を最盛期として徐々に減少した。その後昭和十五年ごろから再び食糧及び種子用とし阪神地方に移出されしだいに増加し、昭和十九年から二十四年までは、毎年一万数千俵乃至二万俵の出荷を見たが、近年リング・ロット、萎縮病等の病害増加のため激減した。しかし、現在これが復活の方途を研究中であるから、近く再び本州方面に移出することになるであろう。

豆類は明治大正中期までは重要作物として耕作され、現金収入の中心をなしていた。すなわち大正四年から八年までは、一、〇〇〇町歩以上の作付があり、大正七年は千七百余町歩を示し、その反当収量も最高を示していることは特異なことである。その後も販売用とし自給用を兼ねて耕作されてきたが、昭和中期以後は一〇〇町歩内外に減少した。

玉蜀黍は初め販売用として耕作され、また生食用として利用されたが、燕麦同様家畜家禽の増加とともに、自給用として耕作される程度となった。また太平洋戦争中はアルコール製造原料として、供出の割当などが行われた。

特用作物としての菜種、除虫菊、亜麻、甜菜、薄荷等は、時代によりその耕作状況は大きく変化を見せている。薄荷は大正二年初めて移入耕作され、大正四年には二十二町歩余を栽培されたが、二、三年でほとんど跡を断った。

甜菜は大正十一年官庁の指導によって、この栽培が始められ、本町でも一二五町歩の作付をなし一万五、一一一円の収穫を見ているが、次年度より急減して一時中絶したが、太平洋戦争中割当を受け、五町歩内外の耕作を強制され、のち二、三町歩は引続き耕作されている。

亜麻は、明治三十年ごろに新十津川村で帝国製麻会社製綿工場が創設され、中隊本部からも作付の勧奨があり、各戸二、三反ずつ作付したが夜盗虫の大発生で、一時ほとんど作付けするものがなくなってきた。

大正五年第一次欧州大戦ぼつ発後需要が増加、価格も暴騰したため著しく作付反別が増加、大正九年には五三〇町歩という最大の耕作がなされたが、その後は急激に減反し、昭和になってからは五町歩内外のことが続いたが、これもまた戦争による統制のため、作付割当を受け毎年三〇〇町歩の耕作が行われた。

第五節 園 芸

1 果 樹

沿 革 明治四年六月、黒田開拓使次官が米国より帰朝後、

本道産業に果樹栽培を取入れる計画を樹てたが、氣候寒冷である本道として、その種類の選択にはいろいろと配慮、最も氣候が類似している青森県の林檎ならば、北海道で相当な成績を挙げ得るものと考えた。

滝川の林檎栽培は明治二十四年に始まる、時の屯田兵第二大隊長野崎貞治は、斯業の当地に適するを認め、極力これを奨励する方針を採り、大隊本部に戸主を召集して、これを栽培することを諭告し、各自の希望本数を取調べ栽培、その代金は毎月屯田兵に給与する塩菜料の中から月賦支払いの便宜をはからつたので、栽培本数は年々増加、数年たたぬ中に多量の産出をみるようになった。

明治三十八年には札幌で開かれた北海道農産物品評会に出品してみごと一等賞をかちとり、一時いわゆる「滝川りんご」として声価を高めたものである。

なお、「江部乙りんご」の始まりについては、大正二年四月、山本彦太村長が、空知支庁に提出した報告書によって窺い知ることができる。

起源 本村ハ明治二十七年五月屯田兵募集ニ応ジ、団体移住センモノニシテ、時ノ幹部果樹栽培ノ有望ナル事ヲ論シ、同二十八年苗木ノ共同購入ヲナシ、植付ケタルヲ嚙矢トス

しかし、当時は栽培技術が低かった上に放任栽培であり、病虫害の増大と共にしだいにその反別を減じ、大正二年の冬は特に寒気厳しく、凍害により枯死するもの多く、腐爛病の蔓延にはその対策を知らず、収穫激減し果樹栽培に一頓挫を来した。

害虫として主なものは、貝殻虫・糞虫・巢虫などであつて、貝殻虫の発生は明治三十七年で、その後年々増加、明治四十年ごろから石油乳剤やボルドー合剤で駆除に努め、また糞虫は明治四十一年ごろから発生、四十二、三年ごろが最も被害大きく、亜砒酸加里の札幌合剤で駆除、巢虫は明治四十一年ごろから発生、幼虫は握潰し方眼や焼殺法で成虫には誘火燈にて誘殺法を行った。

このような中でも、農村の色豆成金、都市における重軽工業の隆盛などの好況に起因し、大正六年ごろから苹果の価格も高騰、これが大正十年ごろまで続き、りんご栽培の困難にもかかわらず、第一次大戦後の好景気に支えられ、その栽培者は相当な経済力の蓄積をすることができた。

大正十一年、空知土功組合の灌漑工事が成り、一望美田化するに至り、しだいに水田切替えるものも多くなり、現在は丘陵地帯で往時の面影を残し、現に「江部乙りんご」として全道に名声を博している基いは、ここにあるのであつた。

苹果一貫目当たり価格

年次	価格	年次	価格	年次	価格
大正三	三〇銭	大正七	七一銭	大正十	一元二〇銭
大正四	二三銭	大正八	一元〇〇銭	大正十一	三八銭
大正六	四五銭	大正九	九〇銭	大正十二	八〇銭

りんご栽培の変せん 八農改二十五年

りんご栽培は、従来から一に剪定、二に防除、三に肥培といわれ、りんご栽培の三大技術とされてきた。

剪定は樹高を制限し、枝間を調整し、良品質果実を能率的に生産するための基礎を作り、整枝剪定の巧拙が収量品質に大きく影響を与えるため、年々集約的な剪定が行われるようになった。

病害虫防除では、各種農薬の進歩とスピードスプレーヤーの普及によって完全防除が可能となり、最も防除困難とされていたモリニヤ病、モモンクイガも防除、りんごの収量が倍化し、無袋栽培技術が確立した。

しかし、昭和三十年代後半からの腐爛病発生、四十年後半にはこの激発で廃木の伐根が増加して経営を圧迫、その完全防除がりんご栽培の死活に大きな影響を与えている。

肥培管理は、草生栽培の普及と相



まって、草生管理機械が発達しトラクターが普及し、耕耘機からローターベーターに変わった。

また、施肥量は昭和三十年ごろから多肥多収栽培が台頭し、窒素成分量で一〇アル当たり三〇キログラムに及び、化学肥料施肥の方向に進んだが、最近これが反省され、施肥量の減少と、有機質肥料の施用が普及されるに至っている。

さらに土壌の悪変を改善するため、老廃木園の更新時には、土壌の深土改良が実施されるようになった。

各種技術の進歩

(1) りんごの品種更新

昭和二十八年国光や雑品種の高級品への更新が提唱され、三十八年のバナナ自由化と、昭和三十九年農林省設置のりんご品種更新促進事業が導火線となって急速に進展、デリシヤス系品種六〇パーセント、旭、祝を含める奨励品種が九〇パーセントを占めるまでになった。

(2) 無袋栽培の普及

大正初期にモモンクイガが大発生、大正五年有袋栽培が奨励された。戦時中物資不足から無袋栽培が研究されたが、昭和二十四年DDT、二十七年にパラチオンが奨励されて技術が確立した。

しかし、無袋果は着色悪く外観に難点があり、国光、印度などの品種更新の進展と共に無袋栽培が普及したが、スピードスプレーヤーの導入は防除労力の節減と完全防除に止まり、無袋栽培の普及には及ばなかった。

(3) 病害虫防除の進歩

りんごの栽培は実に病害虫との戦いであり、スピードスプレーヤーの導入、共同防除組合の誕生と完全防除体制が整備されたが、中でも農業進歩の役割は大きく、昭和三十七年ジクロンチュウラム剤の普及でモリヤ病が、チュウラム剤、オーソサイド、チオファネート及びペノミル（四十、四十六、四十七年）の普及で黒星病が、DDT、BHC、各種有機燐製剤（二十四、二十七年以降）の普及で各種害虫の防除が容易になり、生産安定・品質向上に果たした役割は大きい。

(4) 土壌管理技術の進歩

りんご栽培地帯の土壌は洪積土の重粘地で、過湿、過乾の影響を受けやすく、早くから暗渠排水の必要性が叫ばれていた。

昭和三十七年団体営土地改良事業が開始され、四十三年に全園の暗渠排水事業を終了した。

また、デリシヤス品種の増殖と共に粗皮病が激発して、強酸性土壌の改良が必要になり、昭和三十八年から旧江部乙町は、土壌改良資材の補助を行った。その後土壌の深層改良を促進するため、道及び滝川市は、四十六年からポートルンチャーの補助を行い土壌改良に力を注いでいる。

なお、草生栽培は二十八年ごろから普及されたが、永年草生のため表土の堅密が問題となっている。

(5) 結実調整技術の進歩

デリシヤス系品種の栽培増加と訪花昆虫の減少で結実性が低下し三十九年に蜜蜂の導入、四十三年人工交配を奨励したが、四十六年

滝川市りんご栽培面積の推移

	昭35	37	39	41	43	45	47
滝川市	563.7	562.8	560.5	583.0	622.0	627.0	528.0
全道	4,240.0	4,416.0	4,620.0	4,766.0	4,972.0	4,856.0	4,378.0
全道に対する比率	13.3	12.7	12.1	12.2	12.5	13.0	12.1

滝川市のりんご生産の位置

	昭35	37	39	41	43	45	47
滝川市	6,105	7,229	5,050	6,949	8,435	2,679	9,510
全道	53,900	67,000	50,800	61,500	52,900	44,300	64,800
全道に対する比率	11.3	10.8	10.0	11.3	15.9	6.1	14.7
10a全道 当たり取量				1,580	1,290	1,110	190.6
滝川	1,404	1,743	1,314	1,243	1,509	481	206.3

花粉共同開葯事業が発足し、花粉の安定供給がなされるようになった。摘果技術は三十八年に石灰硫黄合剤、四十五年にデナボンによる薬剤摘果技術の奨励を行ったが、普及状況は不振である。

作 況 滝川市のりんご栽培面積は、昭和四十八年現在で四七一ヘクタールで、総耕地面積の一一・五パーセントで、水稲（七四・一パーセント）に次ぐ農産物である。

また、北海道のりんご主産地の中でも、余市地方に次ぐ特産地であるように、昭和三十五〜四十七年の栽培面積は全道の一三・三〜二一・一パーセント、生産量では一一・三〜一四・七パーセント（五〇〇トン）となっている。

江部乙りんごの特長 品種は、明治二十八年の植栽当時から昭和十年代にかけては、国光・紅玉の生産が主体で、両品種だけで六二パーセントを占めている。

その他、やまと錦、紅絞、緋之衣、鶴の卵など、現在ほとんどその姿を見ない品種も、かなり栽培されていたが、昭和三十年代に入り、我が国の社会経済が、高度成長期に入ることにつれ、消費動向に変化を来たし、デリシヤス系品種、レッドゴールド、旭、祝などに高接や新改植により更新され、昭和四十八年現在で、前述品種が九〇パーセントを占めるまでに更新された。

なお、現在の奨励品種は、早生旭、祝、レッドゴールド、スターキング等デリシヤス系品種、ふじ、ムツなどであるが、昭和四十九年から新たに、青り二号（つがる）、スパータイプデリシヤスを奨励したが、消費者の嗜好変化も著しく、これに対応するためには、常に新品种の試作を続けるとともに、良品質りんごの生産に力を注がねばならない。

土壤改良事業 土壤改良機導入 昭和四十五年度、深層土壤改良及び深層施肥の促進を図るため、施設導入団体に補助金を交付して生産向上を図った。

深層土壤改良機購入補助
事業量 五台（注入機一台二万五、〇〇〇円を含む）一台一〇万円、五分の一補助、

事業費 五二万五、〇〇〇円、補助金 一〇万五、〇〇〇円
事業主体 果樹防除組合 五組合 個人一戸。

昭和四十六年度には、ハンマーナイブ四台、ロータリーカッター一台、四十七年度はトレンチャー一台、ハンマーナイブ三台、四十八年、トレンチャー一台、ハンマーナイブ三台、ロータリーカッター

一台、五十年ロータリーカッター一台、サブライラー一台、ハンマーナイブ六台、ストレークホイール一台が購入された。

心土耕並びに酸土矯正についても、昭和四十六年に、心土耕などの面積四四・二五ヘクタール（事業費二八万五、〇〇〇円）酸土矯正面積八〇・五ヘクタール（事業費九万五、九一〇円）が行われた。

品種更新促進事業 昭和四十年から実施している育苗圃設置事業を、第四次新規導入として指定を受けるとともに、町農協共同補助事業をあわせ、一セットを実施し更新の促進を図り、昭和四十五年度補助事業の道費補助事業新規導入により育苗圃一ヘクタール、苗木本数六、五〇〇本（事業主体 第四次りんご品種更新促進組合）。

また、農協共同補助事業新規導入により育苗圃一ヘクタール、苗木本数六、五〇〇本（事業主体 りんご苗木育成組合）の育成がなされ、さらに、品種更新促進事業として、昭和四十七年度には育苗圃三ヘクタール、苗木一万五、〇〇〇本、四十八年は育苗圃一ヘクタール、苗木四、五〇〇本と、品種更新が進められていった。

優良苗木育成事業 果樹栽培の集団化と機械化による協業を能率的に行うため、基礎的な樹型整枝の統一を図る必要から、最も果樹成育期間中の重要な初期において、同一圃場で共同管理を行い、新規果樹地帯の計画栽培の促進を図るため、補助事業として果樹幼木共同管理圃を設置、生育相調査圃を五十一年度に一カ所設置した。

昭和四十年から四十二年の三カ年のバイラス検定及び着色・形状糖分含有量、樹齡などの検査結果による、四三本の町指定優良母樹から高接用生産穂木採取による減産量補てんとして補助し、高接品種

更新の促進を図るため、優良母樹穂木生産補助事業も行われた。

りんご穂木導入事業が昭和五十年度に数量五〇〇本、事業費二〇万円補助金六万七、〇〇〇円で進められ、優良苗木育成事業が昭和四十六年に、面積三ヘクタール、育成本数一万五、〇〇〇本、続いて、四十七年から矮性台木共同育苗圃設置事業が五十年まで継続され、また、りんご矮性化栽培モデル苗木事業が四十九年度実施された。

生産性向上対策事業

花粉共同開葯施設設置、りんご矮性化栽培モデル園設置、果樹栽培試験展示圃が設置されたが、りんご試験展示圃は、特に昭和四十四年の黒星病の被害から、第一に黒星病防除、ダニ防除試験とりんご地帯の深層土壌改良及び施肥、さらに石灰欠乏からの粗皮病防除試験を実施した。

黒星病については樹勢と防除薬との関係、ダニ剤の効果対比、粘土土壌の深層、石灰注入による粗皮病防除効果及び深層施肥効果について標準区と対比したが、それぞれの範囲において良結果を得た。

しかし、深層注入及び施肥については、効果が絶対的であることの確認はされたが、作業面に今後の問題点があった。

また、昭和三十五年〜三十七年において、将来の消費傾向から傾斜地の果樹栽培奨励、新規造園五町歩に苗木の導入を図るとともに、老廃樹の回復と生産増加を図るため、施肥基準の設定と新農村建設事業により導入したスピードスプレーヤーによって共同防除を推進した。



腐爛病などの影響を受ける（昭和150年ごろ）

なお、果樹関係の生産資材及び農産物の流通促進を図り、大型機械の運行合理化による労力節減と生産品輸送時の荷いため防止をすするため樹園地農道網の整備事業を実施、昭和四十八年度に道路工事に二、七七七メートル、四十九年には幹線農道二、二八四メートル、支線農道一、〇九七メートル、橋渠二カ所を計画し、五十年〜五十二年に整備した。

りんごの振興方策については、昭和四十五年ごろから鋭意一本化が図られたが、モニリア病、フラン病、黒星病及び低温、台風とさらに輸入や国内果実の競合い、食生活の多様化など、高級品種への移行激変により品種構成の改良と品質の向上は重要緊急事項となってきた。

昭和四十七年、りんご腐爛病が全道に蔓延、滝川市においても全園に激発し、果樹農業の将来が憂慮される状態に至ったが、生産者と関係機関一体となり、この防除に努力、道に対しても腐爛病対策について陳情した。

この状況の中で生産者は、結実したものについて最上の収穫を期し生産に努力、天候の推移も良かったため、玉のびは概ね良好ではあったが、価格面では他の果実の影響もあり、よいとはいえなかつ

た。

翌年も前年の余波を受け、かなりの腐爛病の発生をみたが、前年に引続きりんご腐爛病緊急防除対策又は、りんご腐爛病園再開発特別対策事業などを行い対策に努力、春から夏にかけての早ばつをのりこえ玉のびも概ね良好で、平年作程度であったにもかかわらず、価格は他の果実の影響から良いとはいえず、今後の果樹農業経営に腐爛病園跡地利用対策などと共に、その対応がせまられた。

昭和四十九年、腐爛病の防除、農薬の購入補助及びりんご腐爛病罹病園再開発事業などが行われ、矮化モデル組合においては、りんご矮化モデル園設置事業の継続二年目とし、垣根、植栽、防鼠網、施肥などが行われた。

病虫害防除 昭和初期における病虫害の主なものは、綿虫、赤ダニ、モニリヤ病などであったが、大正年間にアメリカより砒酸鉛が輸入され、その後我が国でも製造されるようになり、その駆除にすぐれた効果をあらわした。また、石灰硫黄合剤の使用普及により、大正十五年製薬工場の設置から、昭和二十六年ごろまで苹果栽培者が使用していた。

綿虫の発生は、大正末期からしだいに増大したもので、その被害も著しかったが、特效薬といわれる輸入薬剤硫酸ニコチンは高価であることと使用回数など難点があり、その防除に苦慮したが、昭和八年北海道庁は、青森県から綿虫寄生蜂と称する蜂を移殖し、本町でも数十匹を放飼し、その後五、六年にしてこの寄生蜂は全域に拡大繁殖し、遂に綿虫による被害がほとんどなくなり、特に薬剤的措

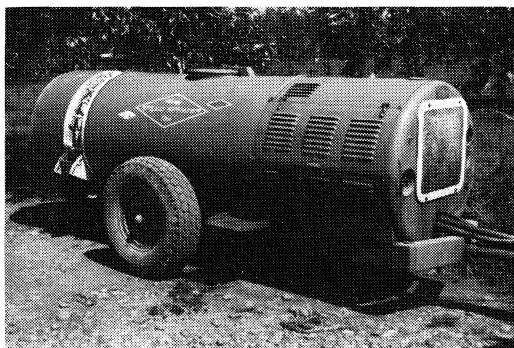
置の必要がなくなった。

また、赤ダニの被害も昭和の中ごろから増大し、大減収をきたしたこともたびたびで、特に終戦後の発生著しく、昭和二十八年には全域に発生した。

モニリヤ病は、昭和六、七、十一、二十、二十四、二十八年大発生で一大恐慌であったが、近年石灰の一斉撒布による本病予防の実施がされるようになってより、その効果も顕著である。

昭和三十九年から総面積の九五パーセント以上が、スピードスプレーヤーによる共同防除が行われ、早期・適期の効果をあげるようになったが、機械の能力低下、樹型の大型化、増園などによる防除効果の低下もあり、黒星病の発生が多くなっていた。

昭和四十一年、スピードスプレーヤーの更新により防除能力も高ま



スピードスプレーヤー



ファerguson MF

り、防除暦によって周期的共同防除を実施、四十六年腐爛病の発生に対し防除月間、戸別指導などを行う一方、スピードスプレーヤーを果樹共同防除のため逐年台数をふやし、腐爛病激発に対処してトツプジムの散布をふやす指導と休眠期の特別指導が推進された。

貯蔵・管理 収穫用容器の改善、自家貯蔵、雪中貯蔵等による貯蔵力をはじめ冷蔵庫の整備が必要となり、品種更新が進むにつれて、レッドゴールド、デリジャス系品種の生産増加も貯蔵力によって影響、乱売と市場価格の混乱をまねく場合がある。

これは冷蔵庫の不備と無計画な出荷によることが多く、他の冷蔵りんごに対抗していくためにも、農協を中心に少なくとも生産量の三分の一を貯蔵する冷蔵庫の設備と共同出荷体制を整備せねばならない。

冷蔵庫の完備は、九月祝、十月レッドゴールド・青り二号、十一月旭・レッドゴールド、十二月旭・レッドゴールド・スターキング、一月〜三月スターキング・旭、四月〜五月スパータイプデリジャス・ふじ、六月〜七月ふじの計画販売が可能となり、りんご経営にも、大きな変革をもたらすであろう。

販売・出荷 これには自家販売、市場卸、共同販売などの方法があるが、昭和四十一年八月、農業構造改善事業の指定を受け、集出荷、貯蔵の総合センター「りんご集出荷センター」が完成以来、その取扱いは実績は向上している。

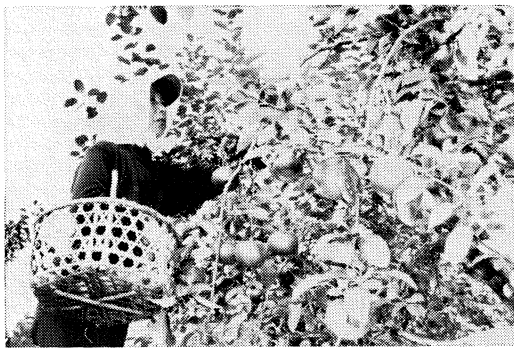
今後はさらに施設の強化をすると共に、果樹栽培者の販売事業に対する理解を深め、共同販売体制をおし進めねばならない。

今後のりんご栽培

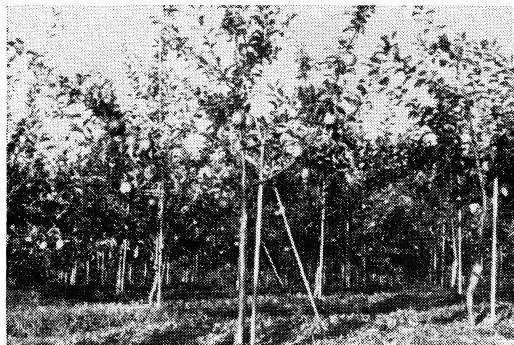
- (1) 農道・作業道の整備。
- (2) 樹形のヘッジロー（並木）化とわい化。
- (3) 完全な無袋栽培化。
- (4) 効率的な作業車導入（脚立の廃止）。
- (5) 化学調節剤の効果的利用。

以上五つの効率を高める品種の選択などである。

さらに、りんご栽培で重要なことは、早期結実と多収を果たすことすなわち、従来成木になるまで一七〜一八年を要したものを一〇〜一一年に短縮し、少なくとも一〇アール当たり二〇〇箱以上の品質優れたりんごを収穫し、計画的に八月から翌年六月まで販売し得る品種構成にもって行くことである。



りんごの収穫



わい化栽培

平 年 生 産 量 調 査 (昭 46)

品 種	樹 齢 別				計	生 産 量
	幼木(7年未満)	中木(8~15年)	成木(16~49年)	老木(50年以上)		
早 生	89本	260	184	127	660	55.9 t
祝 旭	1,136	1,428	2,013	1,025	5,602	409.3
レッドゴールド	12,425	8,533	5,776	2,672	29,406	2,211.8
デリシャス系	9,342	4,221	1,045	392	15,000	537.6
紅 玉	20,479	8,887	3,567	1,255	34,188	1,341.6
国 光	126	734	1,672	780	3,312	339.0
印 度	249	1,439	6,351	3,126	11,138	1,033.4
そ の 他	70	228	955	198	1,451	155.7
計	2,831	1,439	1,310	524	6,104	335.2
計	46,747	27,142	22,873	10,099	106,861	6,419.5

江部乙りんごの品種の変せん

(単位 %)

品 種	年 次	年 次						
		昭和10	36	38	40	42	46	48
早 生	生	2.1	1.4	1.7	1.5	0.6	0.6	
祝 旭	祝 旭	7.4	5.2	5.5	5.1	5.1	5.2	4.1
紅 玉	紅 玉	9.5	21.3	21.7	23.4	29.5	27.5	26.1
レッドゴールド	レッドゴールド	13.2	10.3	8.3	7.4	4.8	3.1	0.8
ゴールドデリシャス	ゴールドデリシャス			0.9	1.0		14.0	17.6
デリシャス系	デリシャス系			1.3	1.4	33.1	1.9	1.5
スパータイプ	スパータイプ	0.2	9.9	9.8	13.3		30.1	41.3
国 光	国 光	48.7	39.5	35.5	31.7	16.8	10.4	1.6
ふ じ	ふ じ							3.2
そ の 他	そ の 他	18.7	12.4	15.3	16.2	10.1	7.2	2.1

・指定りんご記念樹(江部乙町)

約七十年前の旭種大樹の保存について所有者、東一二丁目東正行に維持管理費の一部として三、〇〇〇円を交付した。

旭一本 最盛期収量八〇箱を記録
樹高 七メートル 樹幹二・七メートル



指定りんご記念樹

苹果の献上、天覧、買上げ

昭和十一年十月、陸軍特別大演習が、石狩・空知地方に行われ、ご統帥のため天皇ご来道の砌り、本町特産の萃果「旭」を献上並びに天覧、買上げの榮に浴した。

耕作奉仕者として厳選の結果次の者が選ばれ、栽培管理に細心の注意を払い鋭意その生産に従った。

本山 緑、長井寅雄、岩橋喜代松、森田熊猪、山腋与四

吉

・献上りんご耕作者 長井寅雄談(明三七・四・二四生)

献上りんごを耕作したのは昭和十一年で、私が三十二、三歳の頃で、一しょに献上りんごを作った人々も、皆さん亡なり私一人しかいません。

あのころは若かったので悲壮な気持ちで真剣にやったことを思い出します。献上品を作ると言うことは大変なことで、五人とも真剣でした。

まず土地調査、場所、木の選定、これらは耕作者の意見も聞いて決定。肥料の指示では、人畜のし尿禁止、化学肥料、過燐酸・硫酸を使用、病虫害防除の薬剤撒布用水は、河川の水禁止、井戸水使用でした。

選定した木にはメ縄を張り、作業前に当時の農会長岩橋浅次立会で神主がお祓いをし、作業は支給された白衣を着用、汚れたら洗濯をしながら清潔なものを着用するようにしたもので、春から秋までの耕作中に何度となく警官が抜きうち状況調査にきました。

そのような状態での栽培でしたから、実際にはりんごの実も肥料分が変わって、見かけは立派になりましたが、味覚は従前と比べて悪かったです。

献上の日は、五人の耕作者が、新しい五貫入り木箱に白布を敷いて入れ、白布で覆って江部乙公会堂に持ち込みました。

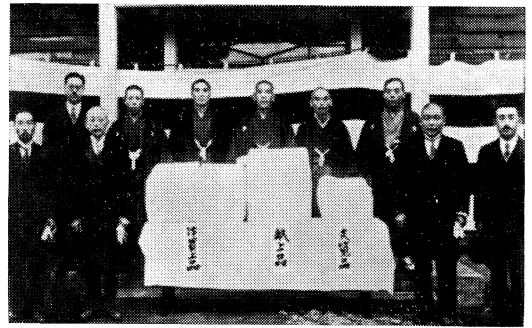
公会堂には白布をかけた壇が設けてありそこに置き、別に用意された清浄な木箱に納められて、村長と助役が江部乙駅から札幌駅まで汽車で持っていきました。

札幌駅には迎えの車が用意されていて、献上会場まで運んでくれたと言っています。献上品を差し出したら、すぐに帰ってよいと言われて、二人は札幌駅まで徒歩で出たということです。

りんごは、箱に入れる前に、一個ずつ清潔な布で丁寧に磨いて納めました。決定から献上まで、大変な気の使いようでした。でも、りんご作りとして最高の光栄と思い一生懸命やりました。

そんな事があって人よりも、りんごに対する執着心が強く、果樹園経営に力を入れて来たのです。

献上りんごを作った木は今も生きています。もう老木になって、若干の実が毎年なっていますが、もう枯れかかっているの、切り倒される日も近いことでしょう。(昭和54・7調査時には、木がなくなっていた。)



昭和十一年特別大演習の際、江部乙りんごは天覧献上御買上の栄を賜る

記念状

空知郡江部乙村

長井 虎雄

陸軍特別大演習並ニ地方行政ニ際シ御下賜用果物謹製ノ光栄ニ浴シタリ仍テ之ヲ榮譽ヲ記念スル為本状ヲ呈ス

昭和十一年十月十日

北海道廳長官從官牧野池田清

その後も、りんご栽培について研究を重ねる一方、北大の島先生から指導を受けながら、品種改良や草生栽培法を導入、江部乙りんご試験地の設置に奔走、近隣町村苹果協会と提携し、現位置に試験地を開設、空知りんごの品種改良やりんご園経営の進展に貢献する氏の足跡はまた大きい。

「風雪に耐えて八十八年」献上りんごの木は長い歴史の年輪を物語る。

わい化栽培

滝川市の樹園地は、昭和四十五年の六一一ヘクタールを頂点に今年六月現在では、二四三ヘクタールになった。これは木の老齢化、腐爛病の多発、凍害などによる廃園やりんご樹の伐採により、農地の転用あるいは営農不安や後継者不足からの離農な

どで著しい減少を招いたものである。

「江部乙りんご」は明治二十七年屯田兵による開拓時から栽培されており、既に八五年の歴史があり、その間、病虫害による伐採や更新、新植の繰返しであり、また、経済情勢の変化によって経営の好不況が左右され、生産者にはまさに闘争の歴史であった。

しかし、このような背景にも臆せず、現在りんご栽培に取り組んでいる人々は、関係機関と密接な連携のもと、研究に研究を重ね「江部乙りんご」の復活に力を注いでいる。

その研究が進められている栽培方法に、矮性台木による矮化栽培がある。矮化栽培とは短く小さな木に育てて収穫しようとする方法で、りんごを矮化させる方法には、矮性台木の利用や化学物質を使って生育を抑制する方法、あるいは剪定による矮化、放射線照射による方法などがあるが、今実用化しようとしているのは、矮性台木を利用して矮化させる方法を関係機関、生産者が一本になって研究しており、本市では昭和四十八、九年からこの方法に取り組んでいる。

矮化栽培の長所は、これまでのりんごの木が成木となって収穫されるまでに七く八年かかったものが、四く五年という短い年数で収穫されるということと、これまでの木は一〇アール当たり二〇本程度しか植えられないのが、矮化栽培では、八〇本から一五〇本、あるいはそれ以上も植えられることから多収穫をあげることになる。

また、木が小さいため、せんてい、防除、収穫などに要する手間が省かれることになる。

さらに、消費者の嗜好が変わってきて、糖分の高いデリシヤス系統の高級品種へと移り、新品種への改良が余儀なくされており、矮化栽培では、糖分も高く、玉も大きいという試験の結果も出ている。

しかし、矮化栽培も長所ばかりでなく短所もあり、木が小さいため風に弱いことや積雪による害などがある。

従来の栽培方法についても一長一短があり、矮化栽培も同様で本市のりんご栽培が八五年の歴史があるとはいえ、まだ確立された方法はなく、研究が進められているわけである。

果樹対策について市では、昭和四十八年度から「りんごわい化栽培モデル園設置事業」「落葉果樹生産合理化パイロット事業」「りんご低位生産園再開発促進事業」など国・道から補助も入れながら矮化栽培による再開発の奨励普及に努めている。

また、「りんごふらん病緊急防除対策事業」「共同防除機導入事業」などにより、ふらん病などの防除体制を進めている。

このほか、強風による災害から果樹を守るための「果樹防風林造成事業」や離農跡地を造成し規模拡大のための「農地開発利用促進事業関連りんご栽培事業」及び「改植等農家経営改善資金利子補給事業」などの助成措置を講じて、果樹園再建の促進をはかっている。生産者においても果樹協会りんご矮化栽培研究部会や農協青年部果樹部会が先頭に立って研究を重ねており、関係機関と連携を密にしながら果樹振興に取り組んでいる。

このようなことから、将来計画では昭和六十五年を目標に三〇〇

ヘクタールの果樹面積に拡大し、專業農家については一戸当たり四ヘクタール程度の面積を確保し、経営の安定をはかろうと推進している。

作業と農機具

△昭五四 広報たきかわ参照▽

りんご栽培の作業を大別すると、(1)樹木の育成と整枝、(2)病虫害の防除、(3)結実調査、(4)収穫、(5)土壌改良である。

栽培技術経営 植栽初期には、自然型に近い整枝剪定が採られていたが、大正中期ごろから一文字型の均勢とれた剪定整枝法に切換えられ、栽培技術の進歩と共に、開心型・変則主幹型の仕立法に変わり、さらにスピードスプレヤーの導入に伴い、薬液の良くかかる範囲まで、樹冠を大きく高くして、収穫量を高める方法に変わりつつある。

また、植栽間隔も従来の方形植えより、機械導入や間作農作物などの利用面積拡張により矩型植えに変わってきている。植栽本数も従前の一反当たり一八〇本から疏植大木の方向と、密植栽培の方向になり、生産者は大型機械導入に伴い疏植大木型態にして省力化栽培を、経営規模の小さい生産者は、矮性台木の利用による密植栽培の形態を採り、生産高をたかめる集約的経営を考えた。

病虫害の防除については前述しているので概要を述べるが、病虫害の発生と共に防除対策が著しく進歩発展、昭和十年ごろより動力噴霧機が導入され、その後一〇年ほどで配管式となり防除能力が倍加し、さらに昭和三十一年には高速度噴霧機が導入され、予期以上の成果が上がり、労働力の節減と協業は農村生活に近代的光明を齎し

た。

その後、防除組合やスピードスプレヤーの増加、さらに農協・普及所の指導はもちろん、三十二年八月江部乙りんご試験地の設立（昭和三十六年四月道立移管）により、防除暦・果樹農薬の効果研究・調査は地域生産者に大きな力となった。

農作物は、土壌管理と施肥が生命といえる。特に果樹畑の場合は一度植栽すると三〇〜四〇年は、その樹によって収穫するので、土地改良には特段の配意が必要であり、りんご園においても生産を高めるために、酸土矯正・暗渠の掘さくなどを実施し、土壌の流亡防止、有機質の混入のため、昭和三十五年ごろより、草生栽培、さらには敷藁・敷草などの栽培へと変化している。

なし・ぶどう

なし、ぶどうに係わる沿革・作況・収穫高などを詳述する記録がないので概況を記述する。

なし、ぶどうは単一作物としての作付が少なく、りんご園におけるりんご育成結実の過程で、間作的な作付をなされるものが多く、面積その他についても、りんご園のように明確でない。

したがって、どの時代からの品種が植栽されたか不明であるが、主体的りんご収穫までの補足とし、果樹園経営上ある時期に相応な収穫をあげているが、りんごの成長と共に切り除かれている。ぶどうについても余市、仁木などのような主産物としての耕作ではなく、果樹園の生垣的状况が多かった。

果樹主要統計

区分 年度	滝川市 江部乙町	りんご		なし		ぶどう	
		作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
昭33	滝江	33.2町 553.6	436 t 8,633	1.9町 20.4	24 t 306	0.4町 3.8	5 t 54
34	滝江	30.8 515.1	322 5,392	1.9 21.0	24 315	0.5 4.0	5 48
35	滝江	30.8 517.1	300 5,815	1.9 21.0	48 256	0.5 4.0	6 49
36	滝江	30.8 516.2	270 5,225	1.9 21.0	22 287	0.5 4.0	6 52
37	滝江	30.8 516.7	360 6,869	1.9 2.1	20 257	0.5 4.0	6 50
38	滝江	30.8 516.6	450 8,524	1.9 21.0	21 180	0.5 4.0	5 42
39	滝江	31.0 519.0	254 4,796	1.9 21.0	19 257	1.5 4.1	10 30
40	滝江	31.0 525.0	328 5,320	0.2 22.0	— —	2.0 5.0	16 46
41	滝江	31.0 528.0	375 6,574	0.2 21.0	— —	2.0 6.0	23 68
42	滝江	32.0 533.0	347 6,400	0.5 20.0	— —	2.0 6.0	14 48
43	滝江	31.0 528.0	515 7,920	0.5 18.0	— —	2.0 6.0	22 69
44	滝江	29.0 527.0	334 5,640	0.4 16.0	— —	2.0 5.0	13 35
45	滝江	28.0 530.8	129 2,550	0.5 15.0	— —	2.0 5.0	12 32
46	滝	514.4ha	—	64,3ha	—	0.6ha	19
47	滝	490.1	9,510	—	—	1.9	20
48	滝	510.0	9,170	—	—	3.0	20
49	滝	462.0	4,730	60.0	—	3.0	17
50	滝	454.0	4,740	3.8	—	2.0	8
51	滝	結果面積 295.0	3,570	—	—	2.0	9

関係機関

江部乙りんご協会 江部乙苹果栽培は、古く明治二十八年より始

められたが、大正九年有志あいはかつて果樹組合を設立し、技術の導入、生産品の向上、販路の拡張、組合員の相互親睦を図るなど、その業績はまことに大なるものがあつた。

石灰硫黄合剤の製造工場設置、苹果の共同販売事業の創始などを

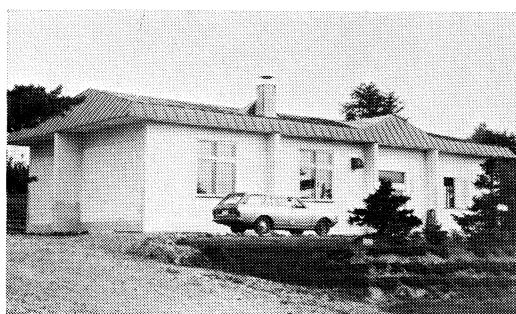
はじめ、袋かけの賃金協定、苹果袋の共同購入、技術導入に対する諸方途を講じ、終戦後には名称を江部乙苹果協会と改め、課税の公平完納のための対策を尽くし凶作時には全道同業者と共に政府資金の導入に努めるなど、多くの業績を挙げつつ今日に至っている。

北海道立農業試験場江部乙りんご試験圃場

農業試験研究施設については、果樹試験地が多年の努力により、



道立農業試験場江部乙りんご試験圃場



昭和49年3月完成の新試験場

名実共に「北海道立農業試験場江部乙りんご試験圃場」として発足したのは昭和三十六年であり、さらに空知果樹振興協議会と協力し人事及び施設の充実を図り、昭和四十九年三月には、新試験場の完成をみた。

2 蔬 菜

玉 ねぎ

沿 革 現在栽培されている札幌黄は、開拓使が明治四年札幌官園設置と共に米国から「イエロー・クロップ・グンバーズ」が輸入され、札幌で試作されたものが原種といわれ、滝川における玉葱は明治三十五年榊幸留吉、細川寅平、木原彦治により札幌村より

購入され、現在の滝川市花月町で栽培されたのが始まりといわれる。

大正元年三・五ヘクタール（反収二、三〇〇キログラム）、昭和十年五・七ヘクタール（三、七〇〇キログラム）であった。

戦時中は蔬菜統制などで面積は伸びなかったが、昭和二十四年以後自由販売が認められ、また平年作も続き価格も順調で、経営は比較的良かったといえよう。

昭和三十五年以降増反され、特に、四十一年からは急激に作付けが伸びてきた。

現在当地区では二〇〇ヘクタールに近い面積を九五戸が耕作、三十五年当時は百ヘクタール余で、六〇パーセントが直播栽培で耕耘機が主な農業機械であった。

昭和三十九〜四十年に道、試験場及び各普及所と共に実施した燐酸多用による熟畑化試験の成果によって、新規畑でも早期に経済性をもち、玉葱は素人に作れないということは常識でなくなった。

滝川市では、明治時代からの用地として空知太があり、戦前新十津川より河川切替で滝川に編入した池の前団地がある。

空知太地域は市街地の拡大により年々縮少しつつあるが、池の前は百ヘクタール余が専業（三六戸）団地として構成が終わり、農業機械化が最も進み、野菜産地指定としての事業も多く導入されている。

その他、東町、出島地域にも散在的に生産地があるが、特に出島地域から江部乙にかけては、玉葱生産地としての土壌条件が優れて

いるので今後も伸びる。

技術的には移植機の開発と四十一年の種子不足などにより、昭和四十二年ごろより移植栽培が急速に伸び、現在は一〇〇パーセントである。

なかでも機械移植は五五台導入されており、全面積の七〇パーセントにあたる。まだこの段階では機械能率は低かったため、共同作業までできず、個人所有が大半である。

近年の作況 昭和四十二年度、生育初期乾燥気味で経過、そのため初期育成遅れ、玉太りも少なく、収量は平年並みである。

昭和四十三年度、直播き発芽期、移植後が乾燥気味で経過のため、初期育成遅れ、倒状も早く収量は平年並みである。

昭和四十四年度、播種及び移植時期の遅れと天候不順により育成悪く、収量も平年作以下となる。

昭和四十五年度、融雪遅延により移植の遅れがあったが、その後の好天により順調となり、収量も平年作を上回る。

昭和四十七年度、昭和四十四年の稲作転換事業、四十五年以降の米生産調整による転作で、作付は急増してきた。育苗・移植期に一時的異常低温によって、抽台株が目立ち、多い所では一〇〇パーセントを越える圃場さえあった。また肥大期の七月から八月は高温多照、雨も少なく、玉のびが鈍ったが、総体的に収量、品質ともに平年以上であった。

昭和四十八年度 春移植後の早魃による玉のび悪く、また乾腐病の多発で平年の七〜八分作となる。収穫後は乾燥時の発芽激しく、

玉葱の収穫量

	作付面積	10アール当り収量	収 穫 量
昭49	185ha	4,800kg	8,880 t
50	185	4,550	8,420
51	165	5,370	8,860
52	177	4,600	8,140
53	180	3,980	7,160

品質低下価格低迷の一因となった。近年一部地域で採種畑の収量あがらず、種子の安定供給対策の必要が出てきた。

昭和五十年年度 発芽も育成も順調に経過したが、一部育苗中の葉

貯蔵に耐えられるか心配したが、入庫後予想ほどでもなく、ロスも少なく価格上まわり、生産所得は平年並みであった。

昭和四十九年度 気象経過順調、一時早魃の傾向を受け、球肥大収量は並かやや良であった。九月長期多雨により倒伏し、収穫・乾燥などの作業に支障を来たし、貯蔵中における上ぐされが発生、約十三・〇パーセントの貯蔵ロスを生じ、市場においても



玉ねぎ作業



玉ねぎ収穫

劑散布不十分のため立枯れ病、葉枯れ病に侵されたもの、灌水不足などによる薄苗で苗不足を生じた。移植後日照時間、降水量も少なくてあったが、球の肥大も平年並みとなる。八月から九月にかけ台風による大雨で局部的冠水、球の腐敗減収もあったが、ほぼ平年並みであった。

（農政二十五年）

関連機関

滝川市玉葱振興協会 昭和三十一年十月二日、東信吉、長谷川重

各種試験圃の設置（玉ねぎ）

土壤改良

試験圃名	年度毎設置数	年度/数
苗床緑化試験圃	51	51/1
土壤・肥料展示圃	44	44/1
土壤改良剤及土破砕併用試験圃	36	36/1
耕土改良試験圃	38	38/1
土壤改良剤展示圃	39	39/1
水田還元畑の造成試験圃	39	39/1
磷酸施与による熟畑化試験圃	40	40/1
玉ねぎ畑造成試験圃	40	40/1
		41/1

品種改良

之、今本栄吉、南光雄らが相談し、滝川農協内に本協会を結成、研究、指導機関などの連絡を密にし、その栽培並びに輸出振興などをはかり、主な事業としては、生産及び包装資材のあつ旋、経営技術の改善、各種試験の実施、採種圃の設置、貯蔵力比較試験、講習講話会の開催などであった。

その他、滝川玉ねぎ生産利用組合、池の前玉ねぎ振興運営協議会滝川市西滝川地区生産利用組合などがある。

試験圃名	年度毎設置数	年度/数
玉ねぎ品種比較試験圃	31	31/1
玉ねぎ系統試験圃	35	35/2
玉ねぎ採種圃	36	36/1
玉ねぎ採種圃	37	37/30 a
玉ねぎ採種法改善試験圃	38	38/30 a
	40	40/40 a
	41	41/30 a
	45	45/30 a
	51	51/4 a
育苗	33	33/1
育苗試験圃	46	46/2
灌水試験圃	47	47/1
		47/1

移植

玉ねぎ移植栽培圃
ペーパーポット移植試験圃

40/1 28/1

除草

除草剤効果展示圃
除草剤使用確認圃

36/1 44/1
37/1 45/1
38/1 46/2
39/1 51/3

病虫害防除

新農業効果確認展示圃
薬剤散布試験圃
病虫害防除試験圃
新農業による玉ねぎバエ防除試験圃
玉ねぎ葉枯性病防除試験圃
葉面散布剤の効果的試験圃

41/1 38/1 37/1 33/1 35/1 41/1
38/1 40/2 47/1
43/1 48/1
44/3
45/2
51/6

東町における玉葱栽培

東町での玉葱栽培は、昭和五年ごろ高崎クマによって空知川畔で栽培されたのが始まりで、その当時は面積も少なく、自家蔬菜程度のものであった。その後昭和八年ごろ三谷富造が栽培を始めたが、その栽培法は極めて初歩的なもので収量も少なく、また労力も多く

施肥

玉ねぎ肥料肥効試験圃
玉ねぎ肥料用量試験圃
複合肥料比較試験圃

37/1 34/1 34/1 33/1 33/1
38/1 36/1 36/1 35/3
41/1
47/1
48/3
49/1

有機質肥料比較試験圃
施肥改善試験圃

37/1 34/1 34/1 33/1 33/1
38/1 36/1 36/1
48/1 39/1 38/1
40/1

貯蔵管理

乾腐病発生調査圃
貯蔵力比較試験圃
玉ねぎ腐敗試験圃
栽培管理総合技術実験圃

44/1 31/1 33/2 49/2
45/1 39/1 34/3

必要としたため少面積に留まった。昭和十二年日華事変ぼっ発、続いて第二次世界大戦となり労働力の減少から手のかかる玉葱の耕作は敬遠され一時姿を消したありさまとなったが、戦後二十三年ごろより再び耕作が復活したのである。

当時の玉葱栽培はすべて直播栽培であり、移植栽培が行われた

のは昭和四十三、四年ごろで、特に四十五年から米の生産調整による、いわゆる稲転によって急激に増反されたが、五十一年から流通団地による用地買収が行われ、大きく減反を余儀なくされている。

・池の前地区における玉葱栽培

大正年代に七回も洪水に見舞われた池の前地区も河川切替え工事が効をなし、幾多の困難に遭遇しながらも、現在の池の前ができあがり洪水により堆積された肥沃な沖積土が今日の玉葱団地化を形成させたゆえんのものである。

この地区の栽培歴史は、新十津川時代の昭和十八年に旧石狩川沿岸の一反歩に始まる。滝川市編入時（昭和二十三年）は四名でおよそ六〇七反、新十津川のアイヌ地（現弥生）より移住した。

昭和三十七年ごろまでは水稲主体、玉葱・雑穀、販売蔬菜など、まさに多様化経営形態であったが、昭和四十五年国の施策に則って稲作転の波にのり飛躍的上昇、滝川玉葱耕地面積の六割以上を示し、この地区の会員は三四名、面積は一〇六ヘクタールである。

〈滝川玉葱の歩み記念誌〉

蔬 菜

蔬菜生産対策 昭和三十五、六年、水田単作、経営面積の極少などが零細化の原因となり、負債累積の因であることから経営の安定を期するため、田畑輪換による蔬菜作りの検討、試作などを行い、三十八年より蔬菜共同育苗事業として蔬菜の品質向上と品種統一化を図り、生産費の節減を推進した。

昭和四十二年、大型ビニールハウスを設置し、蔬菜の速成及び抑制栽培をしている農業者で、灌水の省略化を推進し、水稲と蔬菜の重複労働を節減し、適宜灌水による生産物の増産を図るため、動力による自動灌水施設を奨励し、設置者に対し助成を行った。

昭和四十五年、蔬菜の促成栽培を行う農家の灌水省力化及び労力の節減並びに適時灌水による増産と品質向上を図るため動力による自動流水施設の設置を奨励、また優良品種の導入と共同育苗事業を進めた。

四十六年には振興対策としてビニールハウス内灌水施設、翌四十七、八年ハウス内暖房施設事業の実施により遅出、早出蔬菜の生産を推進、基幹野菜指定産地近代化事業とし、コンテナ導入がなされた。

野菜生産出荷近代化事業

昭和四十二年、野菜生産出荷法により玉葱が指定野菜となり、その生産地として滝川も指定されたが、その指定産地については、生産・出荷に必要な近代事業が実施できるようにしたので、関係機関及び玉葱振興会と協議の上、西滝川・池の前地区において実施することとし、計画概要書を作成して道の計画に織り込み、トラクター同付属機械、移植機各三台、防除機、トレーラー各一台、肥料撒布機三台、格納庫・貯蔵施設各一棟が計画された。

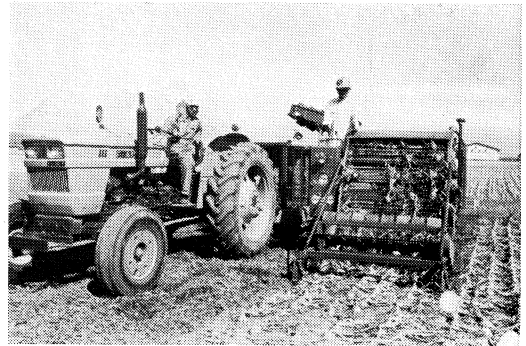
翌四十三年、滝川玉葱生産利用組合が事業主体で、次の機械を導入するため、これに必要な指導並びに助成が行われた。

トラクター二台（三三〇万八、〇〇〇円）ローターベーター二台（八三

蔬菜作付面積及び収穫高

年 種類	昭和 50		昭和 51		昭和 52		昭和 53	
	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t
だいこん	21	850	20	869	20	869	20	869
にんじん	5	96	5	105	3	63	3	63
かぼち	4	66	5	83	7	119	6	147
かたまき	185	8,420	165	8,860	177	8,140	180	7,160
はなす	12	300	13	404	13	404	13	442
なす	9	114	9	150	9	167	9	216
なす	18	459	17	518	17	518	15	454
なす	10	160	10	285	10	285	9	257
なす	45	878	47	893	40	860	35	956
なす	10	395	8	260	8	308	8	296
なす	2	8	2	9	2	6	2	6
なす	4	62	4	81	4	81	4	84
なす	5	10	4	8	26	312	26	312

<札幌統計情報事務所 滝川出張所資料より>



機械化された収穫状況

した。

その他、消費的成長部門の園芸作物振興を目的として優良イチゴ苗を、昭和三十八年度に導入した(イチゴ苗五、〇〇〇本。一ニール、七戸)。翌三十九年度には大阪府貝塚市から貝塚フキ種を導入し試作した(フキ種六貫目、試作圃 四坪)。

3 花 卉

樹木(花卉) 見本展示圃 農業改良普及所庁舎が、国道十二号線添いの滝川市立水稻試験地用地内一区画に建設されることになり、今後地区農業振興の拠点として十分な機能を有して普及活動を展開することになった。

普及所として、二五年にわたる待望の独立庁舎であり、この喜びを形あるものとし記念になるものと本事業を決定した。

農業経営の高度安定を図ると共に生活環境を整え、豊かな農村社会作りが強く望まれる所で、普及所においても自らの環境を整備するため三カ年の基本計画を立てる。

年次計画 三カ年計画で基本的な見本展示圃としての体型を整える。

四十八年、全体造成、築山造成、基本樹の植込み。

四十九年、芝播種及び育成、垣根樹植込み(四種類)庭石配置、花壇見本設置

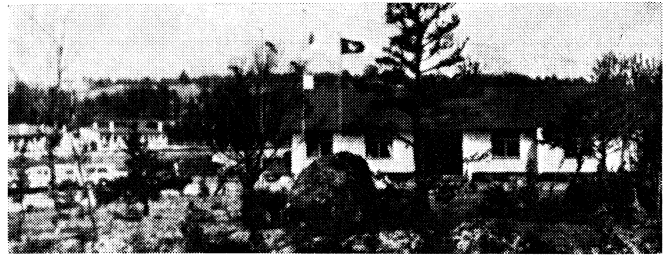
万円) ポットムプラオ一台(一〇万円) ライムソーワ二台(二四万円) スプレヤー一台(三二万七、〇〇〇円) 移植機四台(一八四万八、〇〇〇円) コンベア二台(二八万二、八〇〇円) 計一四台(六八二万四、八〇〇円) 内補助金(二六九万七、〇〇〇円)。

さらに四十四年度事業とし貯蔵施設(事業費一、二八〇万円)を設置

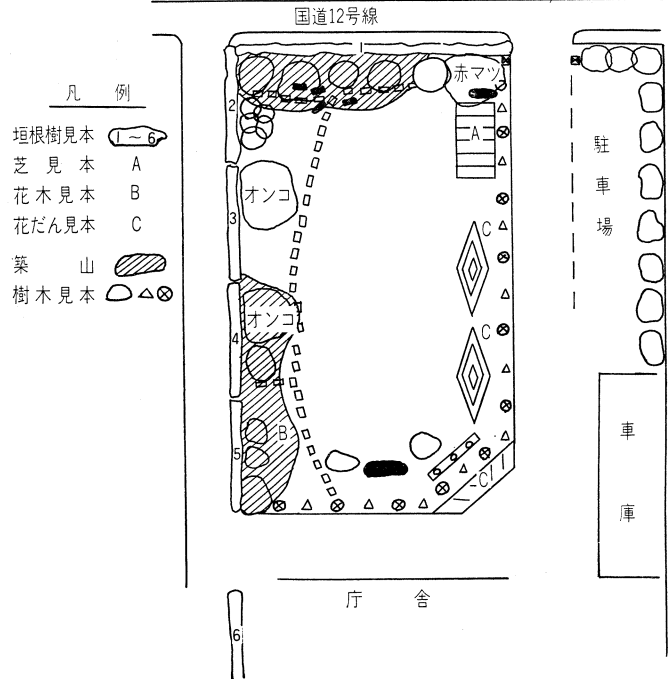
本市における農業は、屯田兵の後備役編入後の耕作物の自由、産

第六節 農産加工

五十年、花木見本植込み。
 花だんモデル展示圃
 四十七年 七カ所
 四十八年 八カ所
 四十九年 四カ所



花卉見本展示園



然投資的なものであり、農作物価格の高低と同じで、製品の販売価格も安定を欠き、収益の安定性を維持し得る企業として長く続かず、原料供給の安定とは別に、経営不振で廃業されている。

滝川町澱粉製造高

(八滝川町発展史より)

年次	種別		馬鈴薯使用高		製造高	
	製造戸数	数量	価格	数量	価格	一斤価
明治四三	七戸	三〇〇、四〇貫	五、五五	一、九〇〇斤	九、八五	五厘
〃 四四	九	二、五、〇三	六、七九	一、四、七五	一三、〇六	七
〃 四五	二〇	二、六、八五	七、元一	二、三、六六	三、八七	六
三カ年平均	九	二、四、四九	六、五三	一、五、六〇	二、八六	六

業選択の自由を得て、自給作物から販売作物への転換が始まり、農家は前年度割高に販売された作物を栽培するものが多くなった。

しかし、この作物も年毎に偏重し、販売価格が低落するなどして農家経済を困惑させた。また時代的にその主要作物も趣きを異にするようになり、燕麦・馬鈴薯・大豆・小豆・薄荷・除虫菊などの全盛成金時代が出現した。

澱粉 粉 開拓時代の主要産物として作付けされた馬鈴薯は、主食として重要な作物で、明治三十年代に自給作物とし重視されていたが、明治四十年代に入って加工販売へと移り、水利など澱粉造りに便利な場所に設備を設けて、澱粉製造が始められている。

これは、より高い収益を求めての企業であるが、当然投資的なものであり、農作物価格の高低と同じで、製品の販売価格も安定を欠き、収益の安定性を維持し得る企業として長く続かず、原料供給の安定とは別に、経営不振で廃業されている。

藁 工 品 農産物の主役が水稲であったので、藁工品の原料は豊富であったが、寒冷地の稲藁はその質が堅く短かったため、他府県に比べ加工には不向きであり、製品も縄が主体であった。

大正の末期ころまでは、農家が生産米等の俵や梱包等の家用縄を造る程度にとどまっていたが、他産業の発達に伴い主として梱包資材に農家の副業として自家製縄を行い、これを製縄工場に売るようになり、相当長期にわたって製縄加工が行われたが、昭和三十年代末期より梱包資材も他の製品に変わってきた。

漬物製造販売 開拓期後、年々市街地域の形成が拡大し、消費人口も増加してきたが、これを農家の農産加工品として、製造販売された実績はほとんどなく、滝川幌倉地区戦後開拓入殖者の共同事業として「たくあん」製造販売を試みたと聞く。しかし、これも二年ほどで企業としての採算がとれず中止になった程度であった。

第七節 農業災害

◇ 明治時代の災害状況

明治時代は自然河川であるため毎年のように洪水が出たが、特に明治三十一年は開村以来の大水害を受け、続いて明治三十四年、三十五年、三十七年と水害及び大暴風雨による災害が発生して農業にも大きな被害があった（注、関連記事第十一編第二章第二節に詳記されている。）。

◇ 大正時代の災害状況

大正二年（大暴風雨）

このことについても、水稲の作況②において一部記述してあるが、平年は優に六〇万石ある水稲も、わずかに石狩・胆振両国の一部で、三万石を収穫しただけで、かろうじて翌年の種子を得たにすぎなかった。

畑作物でも大豆・小豆・玉蜀黍は、霜に対する抵抗力がはなはだ弱いため、翌年の種子さえ確保できなかった地方が多く、農家の常食である稲黍・蕎麦などは暴風雨に見舞われて極端な減収で、自家食糧さえ収穫できなかった農家が大部分で、ワラ餅やワラビ餅が常食されたほどであった。

大正二年の気温

月	札幌		上川		月	札幌		上川	
	気温	年平均との差	気温	年平均との差		気温	年平均との差	気温	年平均との差
七	一六・〇	〇	二・二	二六・九	一	一・七	十	九・二	〇
六	一二・八	〇	一・九	一四・〇	二	二・〇	九	一三・九	〇
五	九・四	〇	一・一	九・四	三	二・〇	八	一八・八	〇
四	九・四	〇	〇・六	〇・六	四	二・〇	一	一八・四	二・二
三	九・四	〇	〇・六	〇・六	五	二・〇	〇	一八・四	二・二
二	九・四	〇	〇・六	〇・六	六	二・〇	〇	一八・四	二・二
一	九・四	〇	〇・六	〇・六	七	二・〇	〇	一八・四	二・二

農家普通の常食は、麦・稲黍・蕎麦・玉蜀黍・馬鈴薯の類であって、その他の収穫物は生活費にあて、あるいは常食の麦と交換していたものである。しかしこの大凶作に遭遇し、たちまち糊口に窮し衣服・什器・家畜の類まで糧食に代え、ことに移住後まだ日の浅いものは、茅屋に雨露をしのぎ、山野をかけて櫛の実などを収集し、わずかに飢餓を凌ぐという惨状で全道二、三の例を挙げてみる。

札幌郡手稲村 稗・麦を混合し粥として食す。玉蜀黍の粉一合に水五合を加えて粥とした。

夕張郡由仁村 稻黍・靴・玉蜀黍の粉を練り、稲黍団子・蕎麦団子を食す。
雨竜郡秩父別村 小豆粉に豆腐粉を練り固めて食す。
雨竜郡雨竜村 粹米・玉蜀黍の粉と蓬を練り固めて食す。

苦しかった農民の生活は、この大凶作で再起不能となって、夜逃げをして債鬼を避けるもの、造材運搬などの日雇に転落するものが続出するありさまであった。

大正九年（水害）八月二十四日出水。

大正十一年（水害）八月二十四日、二十五日の水害。

（注、第十一編第二章第二節に詳記）

◇ 昭和時代における災害状況

昭和六年（低温障害）

春以来、気温低冷であったため蒔付け・作付けが遅くなったばかりでなく、五月中旬から七三六ミリメートルの低気圧襲来し、日照時少なく天候不順で悲観すべき状況にあった。

ことに、八月下旬、異常な低温に遭遇したため、たまたま出穂開花中であった水稲は、著しい被害を蒙り意外な凶作となる。

昭和七年（低温豪雨）

八月三日から六日にわたる豪雨のため、石狩川が氾濫し流域一帯に甚大な損害をもたらした。

さらにその後になって前後八回の豪雨は、類のない雨量を示し、石狩川は濁流を吐ききれず原野に逆流し、九月十五日ごろまで滞水状態になった所もあった。

滝川でも石狩川、空知川が前後六回にわたる増水溢流により、農作物の全滅、道路橋梁の流出破損甚大で、避難所を急設して罹災者

を収容救護したが、農民の努力は全く水泡に帰し、生活の困窮は想像以上のものがあつた。

昭和九年（低温冷害）

積雪量が多かったため春の融雪期が一般に遅れた。五月から七月初めまでの気圧関係は順調で気温も高かったのだが、局部的には雹の降った所もあり薄霜の降った所もあったが、農作物の被害は僅少であつた。

ところが七月七、八日ごろから高気圧がオホーツク海に低迷して北寄りの冷風を送り、昼夜の気温差もはなはだしく、八月上旬までの気温は大正二年の大凶作の年より低く、その気温は九月上旬まで続き著しく作物の生育を阻害した。

昭和十年（大暴風雨）

融雪も早く蒔付も順調に進み作物の生育も順調で、農家は前年来の不作を挽回しようと努力したが、七月二十九、三十日と大暴風と大豪雨に見舞われて以来低温多湿で出穂開花が遅れた。しかし九月に入って一時天候は回復し、日照時も多く稲作は持ち直って不作であつたとはいえ、滝川は比較的良好収穫をあげることができた。

しかし北見・十勝・日高方面は半作にも及ばぬ程度で、全道平均六分作といわれている。

本道は昭和六年から十年までに四回の凶作に見舞われ、農家の経済は全く困難におち入り、負債は増大し受難の時代であつた。

昭和二十年（気候不順）

このことについては、2 水稲作況④の①に詳述してある。

昭和二十五年（豪雨）（注 第十一編第二章第二節に詳述）

昭和二十八年（水害）

七月三十一日から降り出した豪雨であるが滝川地区は第十一編第二章第二節に詳述してある。

なお、△江部乙農業協同組合史▽からの概況を次に述べておきたい。

この年は前年度末以来の異常天候に災いされ、冷害あるいは水害などにより、水稲、果樹その他一般農作物に対し昭和二十年に次ぐ大被害を及ぼした。

水稲においては、春以来の天候不順に加え、五月十八日季節はずれの強い降霜に見舞われ、霜害のため温冷床に大被害を蒙り、その面積約二万坪に及んだ。

健苗育成のため移植期を控え、被覆障子を除去していたため、育苗の全滅するもの一万一、三三〇坪、一〇日ないし一五日で回復するもの七、八六〇坪、七日ないし一〇日で回復するもの一、八八〇坪という被害で、このため直播あるいは二番温床などに転換やむなき状態となり、植栽の時期を失するなど、この霜害による損害は二千四百五十六万五千余円の高額と推定された。

さらにこの年は、七月七日から九日までの大風、七月二十日、二十一日の豪雨及び七月三十一日から八月三日に至る豪雨による水害はなほだしく、沿岸道路の欠潰と内水による冠水二八五町歩に及ぶなどの被害あり。なお異常低温により水稲の生育は一週間以上も遅延し、収穫著しく減じて、平均反収一石二斗一升八合と記録された。

苹果においては、前年十一月から早春にかけて、本道を襲った寒波により、零下三〇度を続けること数日に及び、りんご・梨などの永年性果樹に甚大な被害をもたらし、枯死する果樹続出・園によっては収穫ほとんど皆無のものもあり、あるいは枯死樹が半ばを占めるものもあった。この年の果樹作況調査により二分作以下となり品種別では概して晩生種の被害多く、これを七〇パーセント以上植栽する江部乙は大打撃であった。

冷・水害を機に有線放送の設置進む

二十八年五月十九日の晩霜は、移植直前の冷温床二万坪に、著しい被害を与えた。

この異常気象は、関係機関でもラジオの子報で知ったのであるがいかんせん夜のことであり、速やかな緊急伝達の通信機能がなかった。

町の五連合地区は、既に有線放送を設けている留寿都町の状況を視察し、直ちに五連合の二部落・三部落共同により、試験的に有線放送を設置、部内連絡用に供した。

その年の八月二日、前日の豪雨が石狩川洪水となり、西十一丁目から西九丁目にわたる旧沿岸堤防は、水圧により決壊の危



堤防の欠潰
(昭和二十八年の水害)

険にさらされたのであるが、この時試験的に設けた有線放送が緊急連絡の役目を果たして町の総力を投入、この決壊を防止したのである。

これを動機として全町的に有線放送の設置気運が盛り上がり、直ちに促進期成会結成事業着手となり、同年十二月初めに農業地域ほとんどの完成をみた。

この設置にあたって、当時の町農業委員会委員長松ヶ平五作（後の有線放送協会長）、農業改良普及所長丸岡敬造等の活動は、この事業の源動力として高く評価されたのである。

有線放送は、その完成後有線放送協会により運営され、後日農村集団電話導入まで、町内の災害はもちろん、農業経営、生活文化の向上、町政の普及伝達など、公共的には今日の電話以上の効果を挙げたのである。

昭和二十九年（台風十五号）

昭和二十九年九月二十六日午後四時ごろから翌二十七日午前三時ごろにかけて吹きまくった台風十五号の猛威は全道に及び、各地に惨事が続出した。

また江部乙の記録についてみると、前年の低温現象を持ち越し、春以来寒冷不順の気候を呈し、五月に風を伴った降雪があつて、水稻温冷床施設にはなほだしく被害を及ぼした。

五月の播種及び苗植えの時期は低温のため、水稻のみならず一般畑作物も生育進まず、一時生育中絶の状況をさえ生じた。

水稻においては、五月末までに本田に移植した約四百町歩に、立

枯れを生じ相当の欠株を生ずるに至つた。七月初めの状況では平年より二ないし三週間生育遅延の状態であり、さらにヒメハモグリバエの発生もあり収穫は著しく遅延したが、秋季の霜害対策に腐心の結果被害を最少限度に食い止めた。

果樹においては、前年度の凍害により樹勢著しく衰退の状態の上に開花期の気候不順に禍いされ、モニリヤ病の大蔓延を来し、江部乙りんごの危機を招来した。

さらに、九月には十五号台風の襲来があり、果樹のみならず一般農作物にも大被害を与えたのである。

なお、この年はこれら被害のほかに、六月下旬より七月下旬まで、長期にわたり降雨なく、作物の生育に障害を与え、貯水池は枯渇するありさまであつたが、七月下旬より八月下旬にかけては、一転して降雨多量の天候となり、農地三五八町歩に冠水するなど、全く農耕に従うものは水稻果樹畑作を問わず、全般にわたつて受難の苦しい年であつた。

台風十五号について

昭和二十九年九月二十一日、カロリン群島北方に発生した台風十五号は、二十六日早朝九州南部に上陸、中国・四国を襲つて日本海に抜け、一時はこのままシベリア方面に去つて行くものと思われたが、その後時速一一〇キロメートルの猛スピードで二十六日夕刻には本道の渡島半島西南を襲い、道内各地に未曾有の被害をもたらした。

台風十五号は時速九〇〜一一〇キロメートルという猛烈なスピードをもつ暴風であつたことが特徴で、本道襲撃時の前半では、かつ

てない風速をみせ、大雨を伴わないものであったばかりでなく、さらに台風の中心が過ぎ去ってからの風速も衰えなかった。

台風時における全道的気象状態を見ると、二十五日夜から道南では雨が降り始め、翌二十六日朝には各地とも雨が降り、風が強くなったのは台風が日本海に抜けた九時ごろからで、この台風の中心が方向転換して本道に接近するに従って風速を増し、道南地方では東の風二五メートルを記録、その後渡島半島を北上、宗谷地方を横切りオホーツク海に抜けたが、それと共に暴風地域も拡大して北上し、日本海では三〇メートル内外、その他各地とも二〇メートル以上の猛烈なものとなり瞬間風速は実に五〇メートルに達するといふ状態であった。風向きはいずれも東から南東に変わり、台風の中心が通過するに従って南から南西及び西に変わった。風速の強かったのは寿都と室蘭で、それぞれ四二メートル、三七メートルの平均最大風速を記録し、瞬間最大風速は寿都が五三メートル、室蘭が五五メートルの驚異的なものであった。

本町では九月二十六日正午ごろより強風となったが、夕刻に至り一応風速低下したので過ぎ去ったと思われたが、午後九時ごろから俄かに南の強風来襲突風を加え、翌二十七日午前四時ごろまで間断なく吹き、最高瞬間風速およそ五〇メートル、恐怖に戦いて夜を明かしたのである。

昭和三十一年（冷害）

本年の農作は、全道的大凶作に見舞われ農家経済に深刻な打撃を与えた。この年八月までは一艘の望みを持たれていたが、八月半ば

から末にかけて連続して一五度以下の気温（出穂開花時期の最低必要温度は二五度である）であった。

ちょうど、九号台風のあった十七日ごろの開花最盛期には、気温九度に低下し結実をみる事ができず悲惨な結果となったのである。

滝川町役場で推定した水稲作況は三割三分七厘という意外な結果となり、町当局は九月二十八日全町的各層に呼びかけて協議会を開催、各層を網羅した町冷害対策本部を設置し農家救済の手を延べた。

江部乙町では、四月十七日の水害、続いて五月の旱害。六月中旬以降の低温、八月の九号台風などに災いされ、各種農作物に著しい影響を与え収穫激減し、昭和三十年の豊作に漸く愁眉を開いた農民に再び悲惨なる凶作の悲哀をもたらした。

稲作は、六月中旬以降の異常気象のため、移植直後から低温に災いされ、八月下旬から天候回復したにもかかわらず成育状態は十五日から二十日も遅延するに至った。そのため平均収量はだいたい平年作の四分六厘程度に終わり、晩生種は二分作程度の収穫に止まった。

一般畑作は、五月の早魃に続いて六月以降の低温阻害、八月の台風及び気象異変による豪雨などに災いされ、夏作において漸く八分作の収穫をみたが、その他の作物については平均五分五厘程度の作況に終わった。

果樹は、昭和二十七、八年の冷凍害、二十九年の台風後の樹勢回

復を漸く迎え、開花期もだいたい順調に経過、明るい作況の見通しであったが、天候異変により落花後モニリヤ病の発生、八月の台風により、八月下旬の天候回復によって玉伸びは良好であったが、辛うじて五分作程度の収穫であった。

以上のように各種作物とも異常気象による被害甚しく、それは全農家に及び、この損害額は合わせて三億八五五万九、〇〇〇円と評価されている。

昭和二十八年と二十九年の二カ年にわたる大災害、そしてまた三十一年の低温による凶作で純農の地は大きな打撃を受けた。町当局等はこれらの災害について災害対策協議会を組織し、救援措置、資金の導入等に中央接渉、道陳情を行い復旧に努めた。

(△江部乙農協史△より)

なお、救農土木事業とし、土地改良に関し暗渠排水、馬橋客土、区画整理、建設に関しては道路改良、国道補修砂利採取、道道補修砂利採取、護岸災害復旧・石狩川筋西裡樋門、同西町水路付替工事などの事業、共済金、自作農維持創設資金、天災法に基づく経営資金、保有米や供出に対する配慮がなされたのである。

昭和三十七年(台風九号)

八月における台風九号災害及びその後の遅延型冷害の影響により一部予約の補正を生じたが、農家の研究と努力により昨年引続きの出荷をみる事ができた。

なお被災農家に対する緊急対策とし、各農家より義援金を募集し見舞金とし総額一〇万六、七六〇円をそれぞれの状況により配分し

た。

昭和三十九年(冷害)

当時の低温・冷害の状況については、高度経済成長期①水稻状況に述べてあるので、対策につきその概要を述べる。

本年冷害により著しい被害を受けた農家の生活安定と、再生産意欲を喚起させるため、国・道の施策とあいまって救農対策事業として委託事業・市事業・災害復旧事業や客土事業を行い、産米出荷促進対策事業とし、収穫遅延による乾燥不十分のため出荷できない農家の出荷を促進するため、乾燥機の共同利用奨励を、産米改良協会に委託して実施、農業振興保証融資の貸付け、天災資金の導入及び貸付け、冷害種子確保対策として、水稻種子補助、馬鈴薯・玉蜀黍の補助配分がなされた。

このような中で、寒地稲作技術の問題再認識、稲の品種更新などに関する意識が高まってきたことは事実である。

昭和四十年(降雹霜・台風)

昭和四十一年(集中豪雨)

△滝川市△

(1) 霜害予防

天候不順に伴い、水稻生育が遅延したため霜害対策本部の設置、実施体制、薫煙材料の確保を図るとともに、十月四、五、七日の降霜には薫煙を実施した。

なお、自衛隊の発煙機の出動による体制強化、薫煙材料の各方面からの協力は市内、空知支庁、札幌市、遠くは東京都飯田町から古タイヤ二千本余に及んだ。

(2) 東滝川堤防災害復旧事業

八月二十日の集中豪雨により空知川が氾濫し、破壊されたので、災害復旧事業として国の補助を得て復旧が行われた。

昭和四十五年（九号台風）

〈江部乙〉

農作物災害対策関係

道の昭和四十五年九号台風被災農作物病害特別防除事業補助として「りんご」「なし」について次の区分により補助し、りんご栽培農業者の経済安定をはかった。

対象病害 りんご フラン病、黒星病、モニリヤ病

なし すず班病、晚腐病

対象農薬 癒合剤、チユラム剤、P C P、キャプタン剤

事業費 四、九二二、〇〇〇円 補助費 三、二八〇、〇〇〇円

町においては九号台風被災りんご栽培農業者の本年残防除（ダニ剤及び殺菌剤）使用農薬に対し補助し、連続災害による困憊の経営安定の促進を図った。

昭和四十六年（生育異常）

昭和四十六年七月から十月までの期間内における、長期にわたる低温災害による諸対策について、激甚災害法の指定を受け、市内各関係機関の協力を得て実施した。

天災資金の融資、自作農維持資金、各種制度資金の償還猶余、再生産用種子購入費補助、被害米検査規格の特例措置、農業共済金の早期支払、米生産調整奨励補助金精算金等の早期支払い、土地改良資金の融資、農業振興補償融資の貸付などと融資・資金に対する配慮をはじめ、救農土木事業を平年比四五パーセント以上の被害農業

者の救済のため、就労戸数一五六戸、就労人員五、六〇五人に及ぶ方策を実施。

霜害予防対策についても、その対策本部を設置して、資材の確保 薫煙体制の確立をはかったが、幸い高温に経過したため、薫煙には至らなかったため、十月七日には本部を解散した。

・薫煙資材確保状況

古タイヤ（自動車）四、七六六本、（自転車、リヤカー）二一本、古ゴム靴 四八足、廃油（ドラム缶）一〇本、コールドール空缶（ドラム缶）五〇本。

昭和五十年（台風・集中豪雨）

昭和五十年九月七日、八日の集中豪雨により洪水が発生し、耕地に土砂流入を生じたので、その押土を除去し、整地仕上げと欠壊流失畦畔の整備を江部乙東十四丁目、東十九丁目に実施、また農林省現地査定を受けた、藤堂・横山・杉本・森井・梶本地先に対し、昭和五十一年度復旧工事施行をすることとした。

農業用施設災害復旧事業としては、八月二十三、四日の台風六号により洪水発生、土水路の敷部が洗掘され、法面の崩落が著しく、用排水路の勾配を整えるため、これまた農林省現地査定により、江部乙町東十八丁目、九月六、七日の低気圧の豪雨による洪水災害で堤体工の下流斜面の流出、放水路の欠壊については、堤体背面を取除き盛土復旧するため同じく東十八丁目に、明年度施工することとなった。

昭和五十一年（低温障害型冷害）

六月中旬から十月中旬までの間の低温障害による諸対策として、天災資金、自作農維持資金、再生産用種子講入費補助、被害米検査規格の特例措置が行われ、水稲・果樹に対する農業共済金の支払い、水田総合利用対策事業奨励補助金の早期支払い、さらに道市税減税を実施した。

また救農土木事業としても、暗渠排水・排水施設整備、ほ場整備、街路・道路整備、河川の整備が行われた。

◇ 災害予防

降雹対策（昭和三十二年度）

昭和三十二年七月六日午後一時四十五分ごろより約十分間にわたる北滝の川（東六丁目）を中心として小石大の降雹あり、稚苗期の水稲及び畑作物に甚大な被害を蒙った。

町に於ては町議会を初め関係団体と共に降雹被害対策本部を設置し、営農指導については農業改良普及員を中心として道改良課専門技術員等の応援を得て、被害地区農事組合に対し懇話会形式による被害後の肥培管理、病虫害対策などを指導し、防除の万全を期して、農協在庫薬剤の庭先配布を実施、早期予防の推進と町費による資材確保を図った。

低温対策（昭和四十四年度）

五月下旬から六月上旬にかけての異常低温によって生じた水稲の補植及び二回植えに対し、残り苗の管理、不足分の早期育苗並びに本田の水管理などについて指導を行った。

霜害対策

第一章 農業

昭和三十年度前半においては、霜害対策本部を設置、防除対策や予防実施期間の設定、警報発令・連絡体制の充実がみられるが、比較的天候に恵まれ被害皆無の状態が見受けられる。

昭和四十年以降は、霜害対策本部の設置はもちろんのことであるが実施体制・薫煙材料の確保、外部協力連携による万全体制が伺い知られ、資材確保にも関心が深まっている。

第八節 土地改良

1 客土・心土耕及び酸土矯正

農地の土地改良による増収は古くから考えられてきたところであるが明治・大正時代にこれを国策として、推進方途が講ぜられたことは少なかつたが、北海道のように特殊な土壌の多い地方では、その必要度が極めて強く、殊に戦時中においては、食糧増産上欠くことのできない重要事項となり、各種の補助、助成制度が行われ、官民一致した努力によってますますその実施が強化されるに至った。

すなわち酸性土壌改良のために矯正用石灰の購入助成、炭酸石灰の製造工場に助成、暗渠排水及び暗渠用土管工場設置助成など数多くの施策が講ぜられた。

酸性土壌の改良は大正時代の中期より行われ、土壌酸土の分析器械の設置、酸土検定による所要石灰量を示し、矯正用石灰を取扱うなど、この実施に当たった。

客土事業は昭和初期より補助金交付の実施により、泥炭地などに実施の奨励、さらに暗渠排水事業も昭和十四年ごろから行われ、その後も引続き行われている。

滝川でも昭和二十三年ごろより町費をもって客土土壤購入、二十八年から低位生産地帯の客土事業を重点とし土取場購入整備、冷害などによる救援土木事業にもあて、昭和三十八年には区画整理地を主体とし生産向上を図り、四十年以降には生産増強と地力増進のため客土事業の推進がなされ、江部乙においても昭和二十三年より、炭酸石灰などによる酸土矯正、機械力心土耕、三十一年には低位生産地帯の客土事業土取場の購入整備、昭和四十五年国道以東果樹及び一般畑地帯の酸土矯正、心土破碎、心土耕実施による土壤・土層の改良がなされている。

2 灌排水

明渠排水

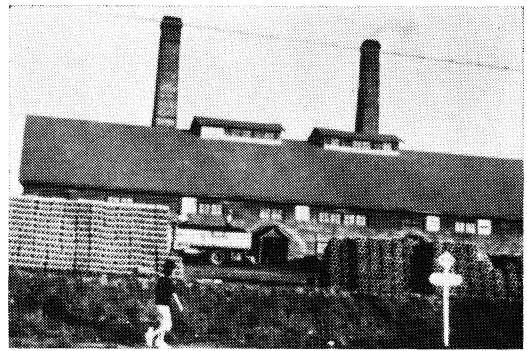
昭和二十〇二十三年度にわたり、目標面積を上回る完了をもって付帯明渠・明渠排水が整えられた。

暗渠排水

昭和二十年より実施、残工事は春工事を施行、二十七年からは国費・道費などによるものもあり、三十四年には新農村補助事業として暗渠溝掘機の購入がなされた。

土管工場の設置

土地改良は食糧増産の重要事項であり、この事



北海道農材工業株式会社江部乙工場

と協力し、幾多の困難を克服して、遂に成功、昭和十八年十一月江部乙村十三丁目、暗渠用土管製造工場が着工され、翌年八月完成の運びとなった。

業は昭和十四年ごろから急速に進展し、暗渠排水事業の必要性が農民層に強く浸透していった。
昭和十八年当時北海道興農公社が、暗渠排水用土管の製造を計画し、全道にわたって十数カ所の工場設置の意図あるを知った。

時の村長はこれが誘致を企図し、村会議員、農業会長等
工場敷地四、七〇〇坪、建物総延べ坪七五〇坪、焼成窯四基（各三方七、〇〇〇本）他に土煉機・製管機、電動機（三〇馬力）乾燥場等
事業概況 従業員二六名、月産四〇万本、供給地空知管内及び十勝地方一円、昭和二十二年五月北海道農材工業（株）江部乙工場と改称

歴代工場長

- 初代 森実 年 昭和一六、一、二一
三三、三、一五
- 二代 佐々木勇 昭和二〇、三、二五
三三、三、三〇

三代 田中政市 昭和四十五年
語現在

・幹線排水路改修工事（昭和四十五年）

西南地区道営圃場整備に關連する排水路改修整備として、江部乙町幹線排水路改修工事（三分の一負担）、東十六丁目幹線排水路改修工事（三分の一負担）、町道西四十四丁目線用水路移設工事（金額負担）を施行し、町・空知土地改良区関係受益者各三分の一及び町金額負担をした。

・道営用排水施設整備事業

昭和四十八年第一次、五十年第二次、十六丁目排水路柵渠装工、五十一年第三次十六丁目十七丁目排水柵渠工を実施する。

・農業用用水路安全施設整備事業（昭和五十年度）

四丁目地区にフェンス七九八メートルを設置

・団体営灌漑排水事業（昭和五十年度）

幹線用水路の改修を行い、用水不足の解消と維持管理の節減及び農業経営の安定を図るため団体営灌漑排水事業を計画（昭51～53年実施）し地区内の意向集約と事業施工申請を行った。この事業主体は旭沢土地改良区であり、事業量は四号幹線八六四メートルである。

・道営灌漑排水事業（昭和五十一年度）

江部乙北地区道営灌漑排水事業調査を実施した。

・空知地区道営灌漑排水事業

昭和三十五年九月着工、十年の歳月を経て四十五年三月、計画変

更による滝川東揚水機の更新事業も含め、総工費七億七、九七八万円をもって竣功した。受益面積 四、五三六ヘクタール

・道営大規模老朽溜池事業（昭和四十七年）

本年は道庁が行った計画概要書及び全体計画設計書作成に対し協力し終了した。受益面積 田六六ヘクタール

・揚水機設置及び水利権更新（昭和四十二年度）

東滝川地区の空知土地改良区区域外地域の開田計画に対し、揚水機設置の手続きを行い、また現在揚水利用している西滝川地区の水利権更新について申請を行った。

揚水機設置 開田面積 九・五ヘクタール 関係戸数一九戸

水利権更新 西滝川揚水組合 五〇・八ヘクタール 二七戸

・昭和五十一年度滝川市事務概要によると土地改良、農業近代化などの諸事業は次のとおりである。

1 土地改良及び農業近代化事業

(1) ほ場整備事業

江部乙西南地区、滝の川東地区、滝の川西地区道営ほ場整備事業

2 農業構造改善事業

(1) 滝の川地区

昭和四十七年度計画（昭48～51年）の第四年次事業を実施した。

(1) 滝の川東機械利用組合

付属作業機一台、育苗施設（機械施設）一式、育苗ハウス二四棟

田植機（四畦用）一〇台、農機具格納庫 一棟 五〇九平方メートル

(2) 滝の川西機械利用組合

トラクター一台、付属作業機三台、育苗施設（機械施設）一式、育苗ハウス 二二棟、田植機（四畦用）一〇台、農機具格納庫

一棟 四六五・七平方メートル

(ハ) 西滝川地区生産組合

玉葱収穫機（自走式）一二台

(ニ) 農用地取得円滑化事業（滝の川地区）

農地 一〇・二ヘクタール

(2) 東滝川地区

昭和四十八年度計画（昭和49～52年）の第三次年事業として実施。

(イ) 滝川市

農機具格納庫 一棟 二七〇・二平方メートル 放牧施設 一

万八〇九メートル 隔障物 二カ所、給水施設 七カ所、薬浴施

設 七カ所

(ロ) 農用地取得円滑化事業（東滝川地区）

農地 一六・〇ヘクタール

3 籾乾燥調製施設補助

昭和四十三年度農業構造改善事業で設置した江部乙町農業協同組合籾乾燥施設に対し、〇〇〇万円を一〇年間（昭和四三～五二年）で補助することとして本年度（九年目）一〇〇万円を補助した。

4 臨時乾燥施設設置事業

昭和五十一年度設置した滝川市農業協同組合臨時乾燥施設に対し五〇万円を補助した。

5 道営用排水施設整備事業

昭和四十八年度計画（昭五二年）の第三次年事業とし、十六丁目、十七丁目排水路棚渠工

6 道営かんがい排水事業

江部乙北地区道営灌漑排水事業調査、排水路二条 L二、五〇〇メートル

7 道営ほ場整備事業（西三丁目区域編入関係）

滝の川西区道営ほ場整備事業測量調査設計実施に対し補助した。

8 道営開拓地道路補修事業

東十五丁目地区の開拓地道路補修事業の調査設計を実施した。

9 災害復旧事業

(1) 農地災害復旧事業（前述の他に山内地先を加え実施）

(2) 農業施設災害復旧事業

昭和五十年六号台風により被災した農業用排水路（東十八丁目東陽川）、農業用貯水池（東十八丁目阿部溜池）、昭和五十一年融雪洪水により被災した農業用水路（東十四丁目岩崎地先）の復旧工事を実施する。

10 国営丸加地区土地改良事業

江部乙川を幹線排水路として改修し、沿線の田・畑の欠壊を防止し関連する小排水の機能をみたすことを目的として、本年度調査計画を行った。排水路三条、五、六九〇メートル。

11 国営音江山地区、土地改良事業

音江山山麓で、深川市・滝川市・赤平市にまたがる範囲で経営する畑地帯の畑地灌漑を目的として、本年度調査計画を行った。

3 空知土地改良区

沿革

1 動機

明治三十五年江部乙の東十丁目及び東十五丁目の二カ所に溜池を築設して五、六百町歩の造田を計画し、調査に着手した。

後年この計画が基礎となり、現旭沢、江部乙両土地改良区が設立されたのであるが、これが本改良区の前身である空知土功組合が成立される動機となった。

2 計画調査申請

- (1) 明治三十九年空知川を水源とする滝川より江部乙二十四丁目に至る約二千町歩の灌漑計画の調査方を滝川村長より道庁へ申請する。
- (2) 明治四十三年三月石狩川から導水、音江村を経て江部乙九丁目に至る約三千町歩の灌漑計画の調査方を江部乙村長から道庁へ申請する。
- (3) 明治四十三年七月道庁から両申請について調査の結果、同一水源による合同計画を推進するよう指示があり、両村協議の結果意見の一致をみたので、水源を石狩川に求め、音江村を経て江部乙村を南下、滝川町に至る合同計画の調査方について、滝川・江部乙・音江三町村名をもって再申請を行う。

3 計画調査採択

明治四十三年十月、灌漑溝設計調査の許可があり、大正二年一月

道庁より三町村に対し設計図書を交付される。

4 設置認可

(1) 大正二年六月創立總會開催、同年七月組合の設置及び組合長の指定方を北海道庁長官に申請する。

(2) 大正五年八月七日組合設置認可、空知支庁長増田 彰初代組合長となる。

5 組織変更

(1) 昭和二十二年五月組合長公選制度の実施に伴い、初代公選組合長に三沢貫之助選任さる。

(2) 昭和二十六年三月三十一日北組第三〇号をもって組織変更が認可となり、四月一日から空知土地改良区と改称し、新たな組織の下に再発足したが、この組織変更に伴って、六月十五日総代一〇〇名（現員八〇名）の選任を行い、同月二十二日の第一回総代会で理事二名官選監事二名の外、新たに二名の監事選出を行い、同二十九日初代理事長に樋口隆治、代表監事に畑原新松が選任されここに新体制が整えられた。

なお昭和四十一年五月、樋口理事長の病氣辞任に伴い、二代目理事長に寺崎政朝が選任され現在に至っている。

灌漑排水事業

1 北空知地区国営灌漑排水事業

大正九年築設した空知大幹線頭首工は、自然取水施設としては最も理想的な位置と構造を誇っていたが、石狩川の河床が年々低下し計画水量の取水が困難となり、昭和十一年ごろからは導水門下流に



仮堰止を施して源流水位の上昇を図らなければ導水できない状況に陥った。

一方、幹線溝路についてもそのほとんが素掘り又は盛土による土水路であるため、長年の使用により断面も不整となり、年々漏水も増大して所要水量の末端到達が困難となった。

このため水量不足に起因する畑作還元も年毎に増大して農家経済を圧迫する一方、水利紛争もますます深刻の度を増すに至った。

昭和二十四年この苦境を切りひらき抜本的改善を図るべく、組合長以下役員全員一丸となって、当局に陳情、請願これ努め、指導と援助を仰いだ結果、道当局から頭首工を千余メートル上流の深川土功組合取水堰堤左岸に移設し、堰堤を高上げて水源の確保を図り両組合で公平な分水を行い取水することが適当であるとの指導意見が示されたので、深川土功組合と協議を遂げて、これに基づき昭和二十五年両組合から頭首工移設並びに付帯工事を国営事業で施行されるよう北海道知事を経て農林大臣に申請し、漸くにして採択され施行される運びとなったのである。

北海道としては直轄かんぱい第一号として、昭和二十五年着工以来一〇年の歳月を経て昭和三十四年に完了したが、これによって本

区受益地区四、五三六ヘクタールの水源を万全の安きに置く大事業の完成をみたのである。

2 空知地区道営灌漑排水事業

画期的な国営事業の工事完成により、一応計画水量の取水が可能となったが、溝路も不完全水路であり、この改修についても全線国営事業で施行されるよう強く要請したが、大幹線の一部を施工するに止まり、国営事業としては昭和三十四年度工事完了という見通しになったので、昭和三十三年来残工事を道営事業として施行されるよう要望していたところ、幸い当局の了解を得るに至った。翌三十四年度には全体実施設計費が予算化したので、本区もこの計画書作成のため全面的に協力し、農林省の審査をパス採択と決定され、昭和三十五年に着工したものである。本事業についてもこれまた一〇年の歳月を経て計画変更による滝川東揚水機の更新事業も含めて計画工事の全面竣工を昭和四十四年果たしたのである。

なお、本計画は妥当投資額を割る内容であったが、これを更新事業となし、新しい道営かんぱい事業採択の先駆となった事を付記する。

3 団体営空知地区灌漑排水事業

前述の国営並びに道営関連団体営灌漑排水事業として、昭和三十七年本事業の施行認可申請を行い、これが採択されて昭和三十八年着工以来三期工事に分割して工事が進められ、昭和四十五年度をもって本事業計画路線の工事が全部完了した。

・第一回組合議員選挙（大正五年九月）

滝川より佐藤竹蔵・酒井利太郎・河内平次郎・長井愛之助・溝口庄三郎・赤川安太郎・河内重吉・白銀政太郎・榎田喜次郎・増田政吉の一〇名、江部乙から武田信孝・三沢貫之助・岡本岩蔵・原田馬吉・吉田元吉・木下由松・寺本末吉・寿美沢次郎・大崎栄吉・地原松之助の一〇名が選出された。

・土功組合

当管内土功組合の沿革を索むるに明治二十八年夕張郡角田村に於て未墾の藪沢一千町歩を水田に造成の議起り、村事業として経営に決し、同年灌漑溝を掘鑿夕張川より引水、着々其の効果を収め芦葦の地一変して良田と化す。論えて明治三十五年三月七日法律第十二号を以て北海道土功組合法公布せられ、同年四月十一日土功組合設置の認可を受く、是れ本管内土功組合設置の嚆矢とす。

灌漑反別一千町歩以上の土功組合 (大正十四年末 昭和二年末)

組合名	灌漑反別		区域	設置年月日	灌漑反別中既成水田反別		工事完成年月	工費	反別工費	組合長
	大正十四年	昭和二年			大正十四年	昭和二年				
北海土功組合	一〇、〇五六・〇町反	一一、一〇〇町	砂川・美唄・岩見沢・北幌向・栗沢	大正十一年六月十日		六九〇町	一六、七〇〇、〇〇〇円	六〇六・九〇円	空知支庁長	
空知土功組合	四、一〇〇・〇町	一〇〇・〇町	滝川、江部乙、音江	大正五年八月七日	二、九四〇・〇町	三、八四三	一、三六五、〇二四	四〇・一五	〃	
角田村土功組合	一、四〇〇・〇町	一、四〇〇町	角田	明治三十五年四月十一日	一、〇六〇・一町	一、三九五	五二、四三三	五・一四	泉麟太郎	

△空知要覧▽

空知土地改良区

歴代理事

昭和二十六年四月一日(暫定理事) 就任

余合 光治・吉田 元吉・三沢貫之助・畑原 新松・大崎 栄吉・寺口 四郎・高橋 幸市・桑原島之進・阪本 茂・小林儀三郎(長) 樋口 隆治・(専) 大崎利吉

昭和二十六年六月二十九日就任

第一章 農業

次で同年十二月岩見沢町川向土功組合設置せられ、其の成績極めて良好なりしかば爾来各所に其の施設勃興し、今や組合数四十三を算し、其の灌漑区域に編入せる反別四万九千二百五十八町歩にして昭和三年七月一日現在に於ける既成水田三万四千四十八町歩を見るに至り之が総工費一千七百六十万五千五百余円を要し、内国庫補助を受けたる額七百三万五千円債務に属するもの一千五十七万五百円に上り、其の反当工費は最低北竜の四円六十五銭、最高上志文の八十三円六十銭なりとす。

又其の反当負担の状況は班溪用水の二十四銭を最低とし、奈井江の十円を最高とす。併して之等水田耕作者は一万三千八百七十九戸に及び、漸次増加の趨勢にあり、尚将来設置見込のもの亦優に一万町歩を出づべき可能性を有し、本管内水田の前途多幸なりといふべきなり。

余合 光治・吉田 元吉・高橋安太郎・松ヶ平五作・大崎 栄吉・阪本 茂・桑原島之進・寺口 四郎・高橋 幸市・本野与農松(長) 樋口隆治・(専) 寺崎 政朝

昭和二十八年六月二十九日就任

余合 光治・河野 宣昭・高橋安太郎・松ヶ平五作・大崎 栄吉・宮本 政男・桑原島之進・小川 正行・高橋 幸市・本野与農松(長) 樋口 隆治・(専) 寺崎 政朝

歴代組合長及び理事長

累代	本職	氏名	就任年月日
初	空知支庁長	増田 彰	大五・八・七
二	〃	馬場 義也	九・四・二
三	〃	田中 修	〇・七・七
四	〃	額 彌三	三・〇・九
五	〃	甲斐壯正頭	一・四・一〇
六	〃	今井延太郎	四・二・七
七	〃	近藤 喜寛	四・八・六
八	〃	中山 正猪	五・八・五
九	〃	村上 壬平	七・一・〇
一〇	〃	守谷 葵清	九・六・八
一一	〃	佐藤 秀雄	二・三・〇
一二	〃	永山 政能	二・二・〇
一三	〃	高尾 善次	四・七・六
一四	〃	田中 耕輔	四・七・六
一五	〃	菊地 正人	三・〇・〇
一六	公選組合長	三沢貫之助	三・〇・〇
一七	〃	樋口 隆治	三・五・五
一八	〃	寺崎 政朝	三・五・五
一九	〃	〃	四・五・七

昭和三十年六月二十九日就任

余合 光治・丸岡 留吉・篠原 一・松ヶ平五作・大崎 栄吉・堀 実・辻奥 隆

敏・宮本 政男・桑原島之進・本農与農松(長)樋口 隆治・(専)寺崎 政朝

昭和三十三年六月二十九日就任

余合 光治・丸岡 留吉・篠原 一・松ヶ平五作・野地

一美・堀 実・高橋 幸市・桑原島之進・本野与農松・宮本 政男(長)樋口 隆治・(専)寺崎 政朝

昭和三十四年六月二十九日就任

余合 光治・吉岡 重信・篠原 一・松ヶ平五作・野地

一美・堀 実・高橋 幸市・福本 勝彦・島沢 庄藏・林 与市(長)樋口 隆治・(専)寺崎 政朝

昭和三十八年六月二十九日就任

余合 光治・吉岡 重信・篠原 一・野地 一美・高橋 幸市・藤井 亀次・林 与市・(長)樋口 隆治四二・

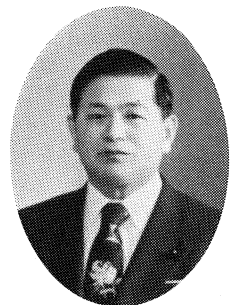
五・七死、(副)松ヶ平五作 四一・九・二六、中村 泰二 四一・九・二六(専)寺崎 政朝 四一・五・七(長)

昭和四十二年六月二十六日就任

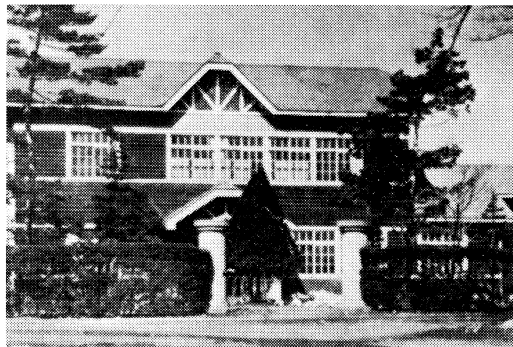
余合 光治・吉岡 重信・真



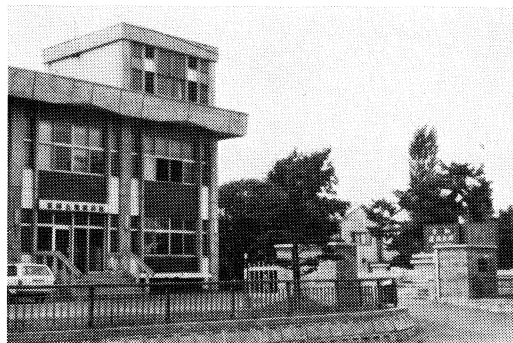
樋口隆治



寺崎政朝



旧空知土地改良区



空知土地改良区

坂 民藏・篠原 一・岩村吉太郎・松田 楠一・林 市太郎・林 与市・(長)寺崎 政朝・(副)松ヶ平五作・中村 泰二・堀 突 四三・六・二 三死・小川正行 四三・九・六補 中嶋鉄之助 四五・三・二七補 昭和四十六年六月二十六日就任

三谷 豊一・山上 友光・谷口 文吉・岡部 義男・篠原 一・中村 直・松田 楠一・林 市太郎・中嶋鉄之助・池田 秀義・(長)寺崎 政朝・(副)松ヶ平五作・中村 泰二 昭和五十年六月二十六日就任

三谷 豊一・古屋 和男・谷口 文吉・西野 寅松・芝原 力男・堀田 武

司・松田 楠一・池田 秀義・中嶋鉄之助・高橋 秀治・(長) 寺崎 政朝・(副) 中村 泰二・松ヶ平五作^{五〇・八・七迄}副・五二・八辞^{岡部 義男 五二・八・二補}

・国営・道営・団体営事業

1 国営明渠排水事業

「六丁目排水機場」滝川市

この排水事業は機械排水方式を採択することに決定されたものの農林省ではこの排水機は重油機関を原動機とすることに査定、設備費や技術・操作上の問題などから電動排水式が適当であり遜色のないことを解明し懇請して、漸くその了解を得、昭和三十四年度着工昭和三十七年北海道として最初の排水機場の誕生となり、同三十九年十月、申請以来十一年振りに、一連事業の竣功をみたものである。

2 道営灌漑排水事業「空知地区」

水不足対策の一環として、昭和二十五年度に着工した国営灌漑排水事業北空知地区の工事は、国の財政上昭和三十四年度工事をもって打切り完了の形となったが、耕種法の変革と機械化に伴い、逐年用水量の増加、積雪寒冷地帯の水稲安全確保に必要な水確保のためにも、残工事は道営工事として施行するよう運動を続け、幸い当局の了解を得、昭和三十五年度から着工、空知幹線二万一、八九六メートル及び滝川東揚水機線三、九七六メートルを、コンクリートブロック装工に改良し、昭和四十四年度完了した。

3 団体営空知地区灌漑排水事業「第一〜三期」

本地区内の水路は、深川市音江町字国見に発し、江部乙・滝川

を経て滝川市字東滝川に至る延長二万六、九一〇メートルの大幹線と、これから分岐する十五丁目線及び音江溢水路線以下、二四万五、六一〇三メートルに達する支線が主な用水路であるが、その他に幹線・旧河川・古沼を水源とする三万三、五四四メートルの揚水機線六条がある。

この中、大幹線水路については、昭和三十五年から道営灌漑排水事業として着工、ブロックによる近代的水路に改良されつつあるがこれらの効果を發揮せしむるには支線水路の全面的改修を必要とし、道営関連団体営として、用水不足に悩み、しかも補水施設の多い地区を、三地区に分割し、昭和三十八年着工して支線水路一〇条、二万三〇三メートルをコンクリートブロック装工に改良、昭和四十五年完了した。

4 旭沢土地改良区

沿 革

1 創立の動機

本町における水田耕作の濫觴は、熊穴川自然流水を利用して耕作されたもので、しだいにこれにみならうもの増加しその成績時には失敗もあったが、主として自家用米を生産する目的とし、農業経営の安定と米食の希望を満たしていたものであった。

こうして熊穴川沿岸一帯は漸次増田する者多く、したがって水利権確保の必要が生じ、明治三十九年共同出願し水利権を得て水稲耕

作をしていた。

その後、大正四年及び五年に江部乙町区域所在の滝川種羊場用地である熊之沢に小作者を入地させたが、これら二一戸は下流の水田にならって自家用米收穫のため、二、三反歩程度の造田をする者漸次増加し、遂に下流では水量不足を生じ、早魃時には收穫皆無の所もでき、下流水利権者である東九丁目地帯の水田耕作者と、熊之沢耕作者との間に確執を生じ、互いに説をまげずあい反目した。

このような状態では相互に不利となるばかりでなく、なら得る所なしと悟り、この解消を目的とし貯水池新設の方途を講ずるに至ったのである。

2 組合設立の経過

このような理由により大正十四年東九丁目関係者は、翌年三月補助工事を道庁に出願、道庁もこれに対し実地調査をしたが、貯水池設置箇所適当でないことや、該設置箇所が種羊場用地内で、借入れ手続きも困難なものがあり、一時頓挫するに至った。

一方熊之沢においても、大正十四年貯水池設置の必要から調査を進めたが、適当な設置場所がなく行き悩むありさまであった。

時たま、本施設は東九丁目及び熊之沢の利害関係者の合同施設によることが最も有利ということから、有志等は本施設完成を期するため、従来を行懸りを一掃し将来の幸福に備うべく努力すべきであるとし、ここに合同施設の機運生じ、昭和二年東九丁目及び熊之沢代表者が会合し議を練ること数度に及び、漸く意見まとまり共同施設となすことに決定した。

よって取敢えず農林省用地を貯水池用地とし借り入れるため、その許可を得るため百方手を尽くし、時の農林政務次官東武の来道に際し陳情するなど、奔走これ努め漸く曙光を見るに至り補助工事の許可手続きを急ぎ、設計書を調製申請をした。

なお、本施設の維持は法による土功組合設置を必要とするので、昭和三年四月十七日創立総会を開き、満場一致諸事項を議決直ちに申請書を提出、昭和四年五月二十八日設立許可の指令を受け、本組合は呱呱の声をあげたのである。

3 工事施行の経過

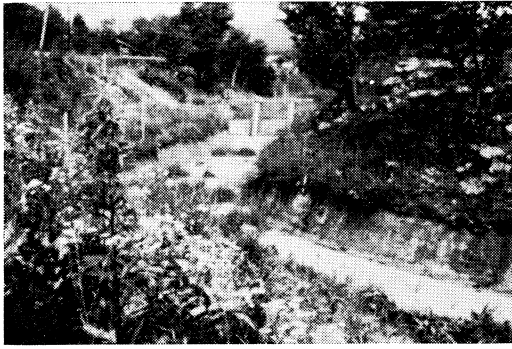
これより先、同年四月二十七日補助工事施行の許可があったので直ちに工事請負入札の上工事に着手、その年の十二月竣工引渡しを受け、昭和五年四月多少手直し工事をし、五月道庁検定を受け、同年十月二日落成式を挙行、この総工費五万八千九百四十八円余を要した。

4 組合設立後の経営の変遷

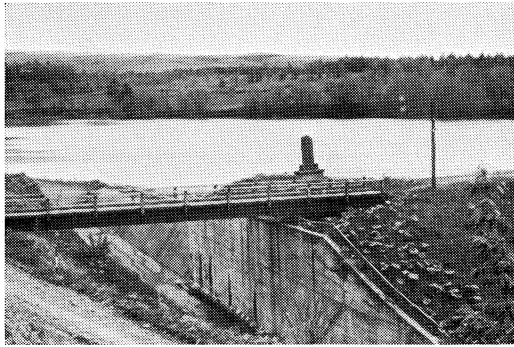
本組合は創立以来、堅実な運営と組合員の相互信頼の基盤に立つて、食糧増産と土地改良に大きな役割を果たし、昭和二十七年土地改良法の制定と共に、熊穴川土功組合を、旭沢土地改良区に組織変更、純灌漑反別一〇〇町歩となる。

(1) 補助貯水池

旭沢は以前熊之沢といい、奥地の山地帯は丸加山といわれ、この開拓は農商務省の幌倉種羊場人夫を小作貸付地に入植させて、行われたものであるが、立木は入植前に伐り雑木しか残されていなかった。



工事前の放水路



完成した道営大規模旭沢地区溜池

た。

やがて昭和七年この小作地は解放され、開拓の進んだ丸加山沃地も米作りを始めたのである。先々下流地帯農民の造成した現旭沢貯水池の水源は、この付近を流れる沢水を集めて貯水しているが、貯水池上流沢地の水田に水を導入されると水不足は当然の問題となった。

土功組合創立当時から時期をみて、上流に補助池設置の約束からも、池作りの議が進み、昭和二十九年、現補助池の場所を選び、同年十二月末、旭川遠藤組請負により竣工した。

(2) 幹線の改修

区内の水田地帯は、熊穴川の兩岸沢地を主体とし、下流は空知土地改良区幹線に至っている五本の幹線により灌水され、一部東十

丁目丘陵地帯にも幹線を通して灌水しているが、各幹線とも築造後五〇年に及ばんとしており、山肌や沢地を経ている素掘土水路のため崩壊・漏水が著しく下流域は常に水不足に苦しみ、生産が低下するため、昭和四十五年ごろからコンクリート装工の議が起こった。

時あたかも農業政策は米の生産調整の機運と休耕・転作等も、現実の問題として農民に迫っていたが、この地帯にある果樹は毎年病害により枯死し、米作りが最高の収穫をあげる現時点に幹線装工を実施すべきであると、関係機関とも充分協議了解、団体営事業として、昭和五十一年度より四カ年計画で実施に踏み切り、国費補助を二分の二交付される財政見とおしも確立し着工した。

昭和五十年度九号台風による五幹線の災害復旧工事五二メートルを国庫補助九九・一パーセント、昭和五十二年度融雪水害による第一幹線の災害復旧工事として四八一・五メートルが九九・二パーセントの国庫補助対象となったことは、幹線装工事業実施上に極めて組合の負担を軽減されたもので関係機関のご配慮を感謝したい。

・道営大規模老朽溜池事業

本貯水池は、昭和四年十二月竣工、昭和三十八年度大規模老朽溜池事業により改修、昭和三十九年七月十六日落成挙行総工費三、二〇八万六、〇〇〇円

規模 堤長二〇三メートル

堤高 一五メートル 堤頂幅 四メートル

貯水量 二三万二、〇〇〇立方メートル

旭沢土地改良区

歴代組合長

初代	大崎 栄吉	昭和四・五	二代	米野 源一	昭和三・八
		〃三・七			〃三・五
三代	鞍田 武夫	〃三・五・六	四代	高桑 又一	〃三・四
		〃三・〇			〃三・四
五代	松儀 一男	〃三・六・四	六代	三笠 弥蔵	〃三・七・九
		〃三・九			〃三・九
七代	畑原喜之助	〃三・九			〃三・九
		現在			

5 江戸乙土地改良区

沿革

1 創立の動機

明治三十六年、上島周吉ほか六名が、江戸乙川において四町四反余の水利権を得て造田し、相当な成績を収めたので、その付近の者もこれにならって造田する者多く、当時六二町歩の水田が造田されていた。しかしこれらの水田に隣接している畑地はいずれも水田適地であるが水不足のため造田することが不可能な状態であった。

しかし貯水地設置により相当広汎な区域の造田が可能である見通しが確実であったので、速やかに貯水池を設置すべきであるとの議が起こり、組合設立の運びとなったのである。

2 組合設立

大正九年八月二十日吉田留平ほか五名創立發起人となり、創立総会を開き規約設定その他を議決し、同年九月これが申請書を提出、大正十年三月道庁に補助工事の申請をした。

この設計は現在のいわゆる田中農場奥に溜池を設置し、同貯水池によって約百十四町歩を、その他約三十六町歩を自然流下水によって灌漑するもので、貯水池敷地は五、〇〇〇円をもって買い受け、既得水利権は組合において譲受けた。その地区反別二二町歩、純灌漑反別一五〇町歩の計画である。

なお、本施設の維持は法による土功組合設立を必要とするので、これが許可申請書を提出したところ、大正十年八月八日組合設置の許可があった。

3 工事施行の経過

大正十一年に至り工事が許可されたので、同年四月二十四日着工同年十一月二十九日竣工をみた。その工費予算額は八万五、〇〇〇円であった。

4 変遷

本組合一号貯水池は竣工したが、設計上に多少の錯誤があったものか、年歳多少の水不足の感があった。

しかし、これらは僅少な部分で他は美田と化し、組合員は一致協力相互扶助の精神でこの水不足を克服し生産にいそしんだ。

時たまたま昭和六年四月二十八日午前七時ごろ、貯水池築堤が俄然欠潰し、貯水は一時に流出し丈余の奔流は谷間を押し流し全く惨状を呈した。

貯水池付近の美田は表土を流出し、その一部はとうてい復旧の見込みないまでに荒廃し、家屋二戸を流し、道路橋梁に大損害を受け水田には砂礫が搬入され、被害広汎にして啞然としたのである。



改修前の1号貯水池

組合長以下は直ちに善後策を講じ、支庁、道庁に連絡し現場臨検を乞うと共に、万般の方策を樹て、救済復旧の計画成り、同年九月工事着工翌七年十一月に竣功、築堤は欠潰前に比し著しく堅固となり、用水不足の懸念はここに全く解消するに至った。

昭和二十七年法の改正により、江部乙土功組合を江部乙土地改良区に改称、組織変更した。

当改良区の水田耕作面積は山間のため個人の耕作面積も少なく、したがって我が国の農業構造改善事業を実施した農業対策制度には各種条件が適合せず、他の大規模改良区が実施した国営、道営、団体営業の農業基盤整備事業を行うことがむずかしく、農業経営改善推進上残念なことである。

しかし、農業の近代化、機械化は従前の段々畑型態の水田では機械導入も困難な所があるが、自力による水田の大型化を図り生産増強に努力している。

一方、貯水池がいずれも老朽化し、漏水防止と併せ早期大改修がせまられていたため、昭和四十七年度より一号貯水池を道営事業とし着手、五十二年これが竣工、他の三つの貯水池中二号と四号貯水池は昭和五十年九月六日の集中豪雨により二号

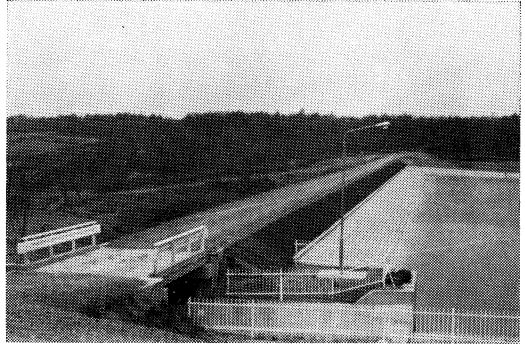
池は堤体中央部約二十メートルが崩落を生じ決壊寸前となったが、組合員全員の必死の努力によりこれを防止したが、四号池は一挙に増水し堪えられず堤体中央部約三十メートルが決壊し、下流幹線の、決壊流失、田畑の冠水、砂礫の流入を生じたが、人畜建物などに被害がなかったのは幸いである。

これらの復旧事業は直ちに関係機関等に申請、災害復旧事業として、昭和五十一、五十二年の国庫補助対象が認められ、昭和五十一年度に両貯水池とも復旧工事を竣工した。

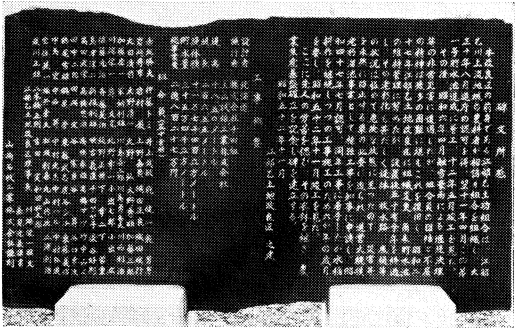
二号池は昭和五十一年度も水量調整を行いながら貯水し灌漑に供し、四号池の場合は、おりからの米生産調整による減反と、別途地下ボーリングによる水を利用しながら進めたので、両池の水稲作付には大きな支障をきたさなかった。

この災害によって老朽化による改修が急であった貯水池中三号池を残すのみで、他は直営、災害復旧団体営業で改修を了し、水量の安定と危険性を解消、受益地の米生産を期することができたのである。

なお幹、支線の改修事業が必要で、この実施について鋭意検討、また貯水池水源のみでは充分灌水維持できない地帯の補水施設として、昭和三十七年度は電動機揚水ポンプ三台を要所に設置して十二ヘクタールに灌水、さらに昭和四十年最下流地帯の水量不足を補うため、家納地先に頭首工一基、鉄筋コンクリート造り長さ八メートル高さ四メートル、灌水面積五・五ヘクタールを設置、電動機揚水ポンプを付設して水不足地帯の灌漑維持を図った。



江部乙土地改良区第1号貯水池
昭和52年大改修竣工



第1号貯水池竣工記念碑

・道営大規模老朽溜池事業
江部乙土地改良区の前身、江部乙土功組合が大正十二年五月竣工の第一号貯水池は、昭和六年四月の融雪豪雨による堰堤決壊などの災害に遭遇すること等もあったが、設置後五十有余年を経過、その老朽もはなはだしく、堤体、放水路、底樋等の災害未然防止する策の必要に迫られ、道営大規模老朽溜池事業として、

補強工事を知事に申請し昭和四十七年七月認可、同年着工に着手したが、水稻耕作を継続しつつ工事施行のため、六年の歳月を要し、昭和五十二年十一月竣工をみた。
なお本地区は、石狩川水系江部乙川沿岸水田地帯の灌漑用水確保するための農業用ダムで、事業費は二億八二七万円であった。

江部乙土地改良区

歴代組合長

初代	岩橋 浅次	大正二〇・二	二代	三沢貫之助	大正三三・二
		〃三三・九			〃三四・二
三代	上田梅次郎	大正三四・八	四代	大崎 栄吉	昭和三三・七
		昭和三三・八			〃三三・七
五代	米野 源一	〃三五・八	六代	鞍田 武夫	〃三五・六
		〃三五・五			〃三五・六
七代	高桑 又一	〃三三・四	八代	松儀 一男	〃三三・九
		〃三三・四			〃三三・九
九代	虎谷宗三郎	〃三三・九	〇代	鶴尾 仁助	〃三三・五
		〃三三・九			〃三三・五
二代	川端 栄一	〃三三・三			〃三三・二
		現在			

第九節 農業の構造改善

I 農業法と構造改善事業

一 農業法の制定

経済審議会農業近代化小委員会が、昭和三十五年に報告した「十年後における日本農業」の冒頭「農業近代化への展望」で、我が国の農業の姿を展望する時、そこにかなり顕著な変化が予想される。その変化の第一の契機は農業人口の減少である。計画の目標年次

の農業人口率は、かつて我が国が経験したことのない二五パーセント程度ないしは、それ以下になるものと見込まれ、産業別人口変化の歴史的变化からみて、西欧の先進国が一世紀から半世紀前に経過した段階に、我が国は今ようやく入ろうとしている。

第二の要因は食糧消費構成の変化である。澱粉質食糧の比重が低下し、畜産物、果実、油脂などの消費が飛躍的に増加することが、この所得倍増計画期間内に予測されている。

この二つの要因は、従来の米麦作を中心とした零細経営から、進歩した技術に裏付けられた近代的農業への飛躍の契機を与えるものである。またこのような変化した条件のもとで年率二・九パーセントの成長を続けることは近代的農業への編成替えを遂げることには不可能であるともいえる。

零細経営に適應するように歪曲された農業技術を圃場条件等の整備によって技術本来の持つ力を發揮できる水準まで引き上げ、これによって生産性を高め、所得格差を是正、農業の国際競争力を強めて貿易自由化に対処し、今後の経営構造の目標を、中核的生産担当者としての自立経営の育成と、近代的技術を受け入れうる生産規模実現の手段としての協業組織、協業経営の推進におかれることが必要である。

経済の高度成長が軌道に乗り、農村労働力の都市への急速な流出等、農村、農業の激しい変動の中で農業基本法は三十六年に制定公布された。

農業基本法は、その前文で、「我が国の農業は、長い歴史の試練

を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務を果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴って農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象がみられる。

このような事態に対処して、農業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創造工夫を尊重しつつ農業の近代化と合理化を図って、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属するものである。

ここに農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する」

この目標を達成するため、次の事項について必要な施策を総合的

に講じなければならない。

- (1) 需要が増加する農産物の生産の増強、需要が減少する農産物の生産の転換、外国農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。
- (2) 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によって農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること。
- (3) 農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化（「農業構造の改善」と総称する。）を図ること。
- (4) 農産物の流通合理化、加工の増進及び需要の増進を図ること。
- (5) 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するように農産物の価格の安定及び農業所得の確保を図ること。
- (6) 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。
- (7) 近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにすること。
- (8) 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

二 農基法と構造改善事業

農基法は、その第二十一条で「農業構造改善事業の助成等」として「国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に關し必要な事業が総合的に行われるように指導、助成を行う等必要な施策を講ずるものとする」と規定しており、国は農基法の成立とともに第一次の農業構造改善事業促進対策に着手した。

II 一次構の実施概要

一 一次構の目標・実施概要

実施要領の「対策の目標」に掲げられているように、「適地適産主産地形成を推進しつつ経営構造の改善を図り、これによって労働生産性及び収益性の飛躍的向上と農業所得の増大を期する」ことを目標とし、その事業は「地域ごとに当該地域の实情に即して、自主的統一的に樹立された農業改善事業計画にしたがい、農業生産基盤の整備開発、農業経営近代化施設の導入、環境の整備など農業構造の改善に關し必要な事業を総合的有機的に実施し、農業技術の革新と農業生産の選択的拡大を図りつつ自立経営の育成と協業の助長に資する」こととして実施、その計画においては、実施地区毎の基幹作目を定め、経営構造改善計画として、①経営類型の改善目標、②農業生産及び作目構成の改善計画、③技術及び出荷の改善計画、④営農組織、機械、施設の整備計画、⑤土地の利用、整備計画等を定め、これを実現する手段としての土地基盤整備事業、経営近代化施設整備事業等の事業計画を定めることとされた。

二 成果と問題点

一次構についての農業技術の革新は土地基盤整備で、この事業を通じて大区画の圃場整備が、我が国ではじめて実施され、また近代化施設関係では乗用トラクター、高性能防除機、コンバインなどの農業機械の導入、ライスセンター、果実の選果場などの大規模集荷処理施設の設置、大型温室、ハウス、畜舎などがあげられる。

圃場整備についても問題がなかったわけではなく、集落を単位として導入された乗用トラクターや、農協が導入した普通型コンバイ

ンなどは、その組織的、計画的利用の困難性とその後における個別利用機械の普及などにより、自然消滅や利用形態の変革をたどっている。そして、このような不振を招いた原因の一つとして、実施区域の区域が狭小で、参加農家は大区画に整備された圃場と従来の未整理のままの圃場を保有する結果を生み、このことが参加農家の機械化技術体系の二重構造を生み、トラクター等の組織的計画的な利用をさらに困難にしたといわれている。

Ⅲ 二次構の実施概要

一 二次構の目標と事業

二次構は、経済の高度成長がさらに進み、都市への人口集中、山村、離島などの過疎現象、新規農業就業者の極端な減少と農業基幹従事者に及ぶ離農、他産業への転出、兼業農家の急速な増大といった昭和四十年代半ばに発足した。

この事業は、その実施要領に明示されているように「自立経営等規模の大きく、生産性の高い農業経営を育成し、これらの経営が地域農業の中核的な地位を占める農業構造の実現を図ることを究極の目標とし、農業生産の選択的拡大及び農業生産性の向上を図りつつ経営の規模拡大及び生産の組織化を通ずる農業経営構造の改善を推進するものとする。」ことを対策の目標に掲げ、農業経営構造の改善と農業の体質改善に取り組む事業として仕組まれた。

農業側の対応は農業生産の選択的拡大や農業の機械化による生産性の向上など経営の近代化への前進がみられたものの、農業労働力の流出のもとで、土地利用度の低下や経営の粗放化を生じ、農地の

流動化、利用集積は順調に進まず、オール兼業化、農業、農村の興廃の危機に直面し、改めて農業の体質改善、担い手の育成確保の重要性が確認されたことによるものである。そのためには、農業で他産業並みの均衡所得をあげ得る規模の大きく、生産性の高い自主経営などの育成を図ることとされたのである。

事業の柱としては、新たに農業経営整備事業を立て、農業委員会が行う農用地取得円滑化のための土地の評定、測量などに要する経費、農協が行う農地などの売渡し又は貸付に係る信託事務費等の事業を補助事業に加え、公庫の資金融通措置として、農業地取得資金の構造改善融資枠を設け、構造改善事業と一体とし自主経済などの農用地規模拡大を進めることとされた。

二 成果と問題点

(1) 一次構がいわば農業近代化の出発点として、二次構の前段階的役割を果たしたあとを受け、二次構が自立経営や協業組織の育成、助長を目標に事業を進めた。

自立経営、協業組織の育成については、個別経営体の構造改善を四つの類型（規模拡大型、農地流動型、協業組織・経営型、経営専門分化型）に分け、その手段として土地基盤の整備、農業近代化施設・機械の導入、農業経営の整備など積極的に推進、大型機械が本来の機能發揮するため圃場が大型化され、あわせて農道、灌排水溝などの整備が前提となる。

(2) それとともに、これまた一次構で先鞭をつけた近代的な大型ハウス、温室、稚蚕飼育所、畜舎などが、農業段階での生産過程の施

設を多くの場合用地化の型をとって促進された。

(3) 農業の管理センターも本事業ではじめて実現し、地域農業の総括管理に大きな役割を果たした。

(4) 事業実施地区をこえた地域施設、その多くは農協を事業主体として実施され、農畜産物の集出荷、加工処理の機構を拡大展開している。

二次構で策定した自立経営等前記四類型中、実現したものの多くは水稲作協業組織と経営専門分化型で、農地規模の外延的拡大型や権利移動による農用地流動型自立経営の育成は極めて少なかった。

これは農地の流動化がいかに困難であるかを示すものであり、例えば経営専門分化型でみられるように、それが実現した暁において、その作目（主として水稲作）にかかわる農地（水田）は他の稲作志向型農家へ移行（売却、賃貸）されることが建て前になっていながら、ほとんど実現しないといったことである。

また、高能率機械、施設の導入はたしかに労働生産性を大きく向上させ、水稲作や家畜の多頭羽飼育、大型施設園芸などに顕著にみられるところである。その結果浮いた労働力は、当初期待したような他作目への投入とはならず、逆に兼業化を加速した。

本事業は予算規模の制約もあり、限られた地区の限られた農家（中核農家）を対象に実施され、対象農家以外の農家層は事業の枠外にあり、また枠内にあっても兼業農家として農作業委託の側に回っている。また、事業実施地区が事業採択基準からいって、平地農村に多く中間山村、山村で取り残されているものが多いとの指摘も

ある。

三 結び

我が国農業の重要な担い手である自立経営農家ないし自立志向農家は、さらに兼業化によって減少する可能性を有する現状から将来の日本農業に期待される食糧自給度の向上を考えた場合、それ以外の農家群による農業生産の増加も無視するわけにはいかない。

そのためには、土地利用度の低下、地力の減退、農業生産の粗放化、米生産への片寄り等の是正ないし改善につき、農業生産構造の改変を、これら自立農家を核とし地域の農家を包含したなかで対処しなければならぬ。

その際検討を要する課題として重要なことは、現行の農業を対象とした補助事業や融資制度を我が国農業の進路に沿って見直すことである。

検討は単に事業の採択基準や補助率の調整ということではなく各事業が我が国農業の将来の目標に対し農業生産のどの部分を担当するかということの整理であり、別言すれば補助事業の体系化である。

各事業ともその実施の目標なり趣旨は明確にされており、事業の成果をあげているが、それを一つの目標のもとに一元化し、担当分野を明確にしておく事が、次期対策の実施を契機にとりあげられてよいのでなからうか。

△日本農業年鑑参照▽

北海道における作業別労働時間（二〇アール当たり）

本道の耕地面積は、約百五万ヘクタール（昭48）で、田は二八万

二、〇〇〇ヘクタールである。

また、本道は特殊土壌が多く、火山灰土、泥炭土、重粘土などが広く分布する。

水田の土地条件の整備は、戦前戦後を以て広く行われ、特に泥炭地の改良が推進された。泥炭土は高位、中位、低位の三種があり、

年次	31年	35年	37年	40年	42年	45年	46年	47年
種苗	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
子代	10.6	9.6	7.4	7.5	6.7	7.0	6.8	6.8
本起	12.0	9.5	7.9	7.4	6.4	5.2	5.1	4.3
元肥	5.2	5.8	4.8	4.4	3.7	3.8	3.4	3.0
直播	0.5	0.2	0.6	1.2	0.6	—	—	—
田植	22.7	26.2	19.7	22.1	21.4	20.6	20.3	19.3
追肥	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2
除草	39.0	33.6	26.6	24.4	20.0	16.2	16.2	14.6
管理	10.8	11.3	12.1	9.1	9.9	7.7	8.0	7.6
防除				1.3	1.4	1.5	1.7	1.4
収獲	41.6	45.6	42.4	38.5	37.3	23.0	20.2	19.7
穀脱	1.3	3.0	3.6	3.1	3.8	3.8	3.4	3.8
籾すり								
計	144.1	145.3	125.7	119.5	111.8	89.5	85.6	81.1

第一章 農業

各河川にそう低湿地に生成している。

一般に地下水位が高く排水の悪い有機質土壌であり、強酸性である。

これが改良には明渠排水と暗渠排水の両方により地下水の排除に努めることにより農耕地として利用できるようになった。

さらに客土事業が開始され長年にわたる多額の国費、道費の導入により泥炭地も美田と化し、生産

力も急速に増加した。

農業基本法の制定とともに構造改善事業が始まり、大型機械の運行が可能になるよう圃場整備事業が進められ、一区画〇・四〇・五ヘクタールの大型圃場に基盤整備され、トラクターを主体にコンバインなど高性能な農業機械が導入され、高能率、高生産性の水田経営に大きく変革した。

これら品種の改良と栽培法の改善、土地基盤の整備により労働力は大きく節減され、統計情報事務所の調査成績によると、昭和三十一年一〇アル当たり一四四時間の労働時間が逐年減少し、昭和四十七年には八〇時間までさがり、昭和三十一年に比較して約四十五パーセントの労働軽減となった。

これを三十一年対比で比較すると、種子の予選を含む苗代では、苗代様式の変化、ビニールの使用などで昭和三十七年急激に労働時間が低下したが、その後はほぼ横ばいである。

本田耕起整地は最も機械力の進んだ作業であるが、昭和三十七年ごろより急激に減少し、その傾向は農業構造の改善、道営圃場整備事業による土地基盤の整備、農業用トラクターの導入などにより引き続き昭和四十七年では六五パーセントも低減された。

移植の関係は労働軽減の傾向が微弱で、この部門の労働軽減が現代の大きな問題である。

除草体系は除草剤の開発により昭和三十七年以降急激に減少し新除草剤の開発、除草体系の確立により、逐年労働軽減が進み、昭和四十七年で一四時間、三十一年比六五パーセントと、耕地整地と並

んで最も労働時間短縮に寄与したが、さらに低減の可能性を高めるものである。

管理作業は用排水の管理、防除を含む労働時間であるが、近年病害虫が多発し防除回数も増加の傾向にあり、今後低減がむずかしいが共同作業を中心に防除能力を高めると共に適期防除により防除効果を高めることが大切である。

稲刈、脱穀、籾すり作業は、昭和四十二年ごろまで従来の架乾燥を主体にした手刈りが行われていたが、近年バインダー、小型コンバインに乾燥機を組み合わせた収穫体系が確立し、昭和四十五年ごろより急速に省力化され昭和四十七年には、五五パーセントまで低減した。

全般的には、昭和三十五年ごろまでほとんど労働投下量に差はなかったが、昭和三十七年以降耕耘整地の機械化、除草剤の活用により労働力の節減が進み、四十五年以降秋作業の機械化により、さらに省力化されたが、今後は田植え作業の機械化により労働生産性がさらに高まる方向にむくものと思われる。

1 土地基盤整備事業

圃場整備事業

江部乙一地区

本地区は江部乙西十六丁目より須麻馬内川に至る。国道十二号線以西の地区で、函館本線を境として東部は洪積層台地であり、西部

は石狩川沿いに展開する沖積層の肥沃な平地で、それぞれ相半ばする三〇四・七ヘクタールの地区で、水田区画は不整で、大半が三アールないし五アール程度の小区画によって占められかつ農道施設は皆無の状況であり、水田経営上不利な面多く、昭和三十五年ごろより協業による農作業の態勢ができあがりつつあり、これが形態の確立には、田区を拡大するとともに、農道の整備、拡大に伴う用排水路の分離など、圃場整備を要するとの声が強し、昭和三十七年、小規模団体営による区画整備事業を計画、支庁、道庁にその実施方について要請中であつたが、たまたま希望地域の拡大とあいまって道営事業をもって施行することの有利性をきき、期成会は道営圃場整備事業に切り替えることに決意、昭和三十八年着工、四十三年完了したもので、この事業により改良区が管理している支線四条の装工がなり、国、道営灌漑計画に基づいた用水配分が可能になり、田区も長辺一〇〇〜一二〇メートル短辺三〇メートルに規正するとともに、農道、用排水の整備を行い、機械力による省力化を図り、水田経営の安定が期待されるものである。

江部乙二地区

本地区は江部乙町西十四丁目より西十六丁目に至る肥沃な平坦地と江部乙川より須麻馬内川に至る高台地の三二一・八ヘクタールの地区である。

なお、初め江部乙地区圃場整備事業として計画され、一地区より分離されたもので、一地区の進捗に合わせて四十一年度継続地区として採択になったもので、東滝川地区同様四十一年秋着工、工

期七年間をもって昭和四十七年に竣功している。

灌漑計画を除いた区画整理部門は、北海道農業近代化コンサルタントに委託契約し、営農・経済部門について農業改良普及所の協力を得て計画された。

東滝川地区

滝川市市街以東の空知川右岸沿いに展開する沖積土の肥沃な平坦地三〇六ヘクタールのこの地区は、水田区画不整であり、区画の大半は四アール程度の小区画によって占められ、かつ農道施設皆無にひとしく、経営上の不利が多く、改善方法について地元期成会を設け鋭意検討中たまたま同条件下に置かれていた江部乙地区の採択に力を得、地元関係者の啓蒙、関係機関・諸官庁の尽力により、四十九年度新規地区として四十一年秋着工、昭和四十七年完了したもので、この事業により団体営灌漑排水事業として計画されていた二条の幹支線水路が装工され、田区を長辺一一四メートル、一七五メートル、短辺三〇メートルに規正、農道、用排水の整備を行い、機械力による省力化を図り、農業経営の合理化を促進した。

南滝の川地区

滝川市の北東約二キロメートルの石狩川支流空知川と国道十二号線の間にある概ね平坦で南北に三〇〇分の一の緩傾斜で、土壌は洪積層・沖積層の肥沃な平地で一六三ヘクタールの地区である。

当初は団体営事業として計画を進めてきたが、幸い道営規模採択基準が緩和されることとなり、基準緩和第一号として着工する運びになったもので、区画整理一六三ヘクタール暗渠排水、農道、用排

水路の整備と揚水機二カ所を設置、昭和四十三年着工し四十三年に竣工している。

江部乙西南地区

本地区は滝川市江部乙町の西南に位置し、函館本線と石狩川との四九一ヘクタールの水田専営地帯である。土壌は一部に泥炭が分布しているが大部分が沖積層で肥沃な平均八アールの不整形地であり、これを概ね四〇アール以上の大型圃場にして、農業経営の近代化を図るもので、昭和四十五年着工し区画整理四九一ヘクタール、暗渠排水三七六ヘクタール、置土九八ヘクタール、十一丁目沼橋梁一カ所、道路工三、二〇〇メートルを施工し、昭和五十一年竣工している。

滝の川東地区

滝川市の東部、西を国道十二号線、東を国道三十八号線に囲まれた標高五〇〜六〇メートルの平坦地で、水田一〇アール以下が八割を占め、用排水が不分離であり、これを三〇アール以上の区画水田を八割以上に整理し、さらに用排水路をコンクリートブロック装工に改良、暗渠排水を再施工するもので、昭和四十六年着工し、五十一年に完了した。

滝の川西地区

滝川市西八丁目から西三丁目の間、函館本線以北の地区三二一ヘクタールである。水田の現況は不整形で、区画の大半は三アール〜一〇アール程度の小区画によって占められ、農道施設は皆無の状態にあり、これを三〇アール以上の水田に区画整理、排水路のライニ



国道15丁目から北方



ング、農道、暗渠排水、置土等について昭和四十七年着工し五十四年度完成を目指している。

江部乙北地区

江部乙町十六丁目から十八丁目の国道十二号線と函館本線に囲まれた受益面積二二〇ヘクタールの地区で、本事業でブロック装工に改修する排水路二条は、現況素掘りで法面が崩壊され、さらに断面不足のため施設の機能が充分果たされていない状態である。昭和四十九年着工し、一、六六一メートルをブロック装工、昭和五十六年完了予定である。

土地交換整備事業（含農地適正化移動幹旋事業）

昭和四十五年度

農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づき、農業振

興地域の農地について行う経営規模の拡大、農地集団化、農地保有合理化のための権利移動幹旋を幹旋基準により実施し次の実績を得た。なお昭和四十六〜五十年度は、圃場整備事業に含まれる。

幹旋延べ回数 六一回、幹旋延べ人員 八二人
幹旋対象面積 五五・五六ヘクタール

農地造成改良事業

① 農地開発

昭和四十六年度

本年は調査計画の最終年度で、国が行う計画樹立に対し協力し計画作成を終了した。

計画面積 五五五ヘクタール

事業内容 農地造成四九二ヘクタール、暗渠排水二〇二ヘクタール、雑用水三カ所

事業費 五億八、五七二万六、〇〇〇円

用地買収については、滝川市及び江部乙町の合併に伴う諸種の事業から買収が遅れ、一部を四十七年に繰越す結果となった。

用地買収実績

	四十六年度	累 計	未買収面積
買収面積	二九・七ヘクタール	三九九・二ヘクタール	一五五・八ヘクタール
買収額	二八一万五、〇〇〇円	三、三八一万五、〇〇〇円	八一八万五、〇〇〇円

昭和四十七年度

本年は三号幹線道路建設を着工したが工期が秋にかかり長雨のため工事が一部完了しない。

用地買収状況（計画 五五五ヘクタール）

四十七年度 果 計 未買収
 買収面積 五五・六ヘクタール 四五四・八ヘクタール 一〇〇・二ヘクタール
 買収額 六五一万九、〇〇〇円 四、〇三五万七、〇〇〇円

昭和四十九年度（工事第三年度目）五十年（第四年度目）五十一年（第五年度）農地造成進捗状況は次のとおりである。

年度	区分		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率
	全	体							
49	四二・三ha	一五、四四三	四十九年度まで完了	二四、三三九	五十年年度以降残存工事	三九、〇八八	三三、〇〇六	二〇・六	
50	四二・三ha	一七、七七四	五十年年度まで完了	三三、七七七	五十年年度以降残存工事	三六、四四八	二五、八四七	二六・五	
51	四二・三ha	一八、二六六	五十一年度まで完了	三三、〇〇二	五十一年度以降残存工事	三三、〇四四	三三、〇〇四	二六・二	

㊦ 干拓事業調査

昭和四十一年度から四十二年度にわたり、西滝地域にある旧石狩河川敷地について、農地造成可能性を支庁指導のもとに調査、昭和四十三年度、西滝川旧石狩川用地二〇ヘクタールの農地造成可能性を調査する。

国営音江山地区土地改良事業

昭和四十八年度から四十九年に、音江山麓北西南側斜面、畑、果樹地帯四〇〇ヘクタールについて、畑地用水を中心とした基盤整備を行い、生産性の高い、畑果樹農園団地として開発するもので、四十九年は開発局が行った計画概要書の作成に協力し終了した。

国営事業 エルムダム アース式（二二五・六メートル×四七・七メートル）
 導水幹線L一三・八キロメートル 江部乙幹線L一六・三キロメートル
 江部乙東幹線L二・六キロメートル 揚水機一基 調整池一カ所、

道営事業

江部乙東第一支線L二・一キロメートル 同第二支線L二・四キロメートル
 同西第一支線L一・一キロメートル 同西第二支線L二・八キロメートル

団体営 用水路工 四〇〇ヘクタール 末端散水施設 四〇〇ヘクタール
 事業費 国営二七億七、八〇〇万円 道営三億六〇〇万円
 団体営 四億七、九〇〇万円 合計三五億六、三〇〇万円

昭和五十一年においては、音江山麓で深川、滝川、赤平市にまたがる範囲で経営する畑地帯は高台であるためと気象条件から畑作物に対し水不足の不安定農業経営が余儀なくされていたが、この対策とし、畑地灌漑を導入して生産性の向上と、経営の安定を図るため調査計画を行った。

五〇年度 事業量中滝川区域分四〇〇ヘクタール 事業費一七億一、五六〇万円
 五一年度 〃 〃 五〇〇ヘクタール 〃 三三億五、九〇〇万円

国営丸加地区土地改良事業

江部乙川を幹線排水路として改修し、沿線の田畑の欠壊を防止し関連する小排水の機能を充足し生産性向上、経営の安定を目的とし五十、五十一年度調査計画、五十二年全体設計、五十三年度より事業実施の予定である。

五〇年度 事業量 幹線排水路三条 六、六〇〇メートル
 事業費 八億七、〇〇〇万円
 五一年度 事業量 排水路三条 五、六九〇メートル

事業費 七億三、〇〇〇万円

草地造成改良事業

① 草地造成（含開拓パイロット事業）

丸加山麓周辺未墾地を開発し、共同採草、放牧地とし効率的利用により、畜産所得の増強を図るため、国営開拓パイロット事業として昭和四十五年度調査、四十六年度実施計画、四十七年度から四十九年の三カ年事業実施の計画に基づき、本年度計画面積五四四・一ヘクタール（内国有地二二・三ヘクタール、町有地二八・八ヘクタール、民有地五〇三ヘクタール）の用地買収について、農業委員会に斡旋方を依頼し左記実績で終了したが、計画予定面積に達し得なかったため、昭和四十六年度残面積の取得に努め、計画の達成を図る。

用地買収資金三、一〇〇万円（町費北海道土地開発基金貸付金一、五〇〇万円）
 水田取得債（中空知信金）六〇〇万円
 買収用地面積三六四・五ヘクタール 用地買収費三、一〇〇万円、〇三〇万円
 土地代金一、七七七八、〇五〇円 補償費一、三三二三、九八〇円

年度	草地造成面積			造成費	
	採草地	放牧地	兼用草地	ha当り単価	金額
48	五五ha	一六六ha	二九二ha	五・三ha	四、二二円 七、七六、〇〇〇円
49	二六〇	三二九	〇	四九・九	六、二六五 三、二五、〇〇〇
50	三三・五	七五・五	二九・二	二二〇・二	五、六九六 七、〇六、〇〇〇
51	三七九	二五九	三三〇	一五八・八	七、〇九一〇 二、一七五、〇〇〇

② 採草

昭和四十九年度 市営牧場の採草業務については、前年度の播種

地であるため、掃除刈り作業にとどめ、一般利用には至らなかった。草地利用組合による採草実績は次のとおりである。

年度	区分	期	間	利用延面積	収量	配分戸数	一戸当配分量
50		7月1日	9月10日	二五六ha	八五、〇〇kg	三三戸	二、五九六kg
51		6月26日 7月4日	9月6日 18日	二五〇ha	八六、九〇kg	三〇戸	二、八九六kg

農道整備事業

① 道営農道整備事業

昭和四十三年度 北滝の川、南滝の川、東町等の地域発展のため農林漁業用揮発油税財源身替り農業整備事業計画に基づき、起点国道三十八号線、終点国道十二号線とし、市道東第二授業通り線、市道東七丁目線の新設及び改良を主とした計画を樹立し、昭和四十四年度実施希望として道に申請した。

事業内容 受益面積五〇四・五ヘクタール、戸数一九六戸、
 事業量 六、六三六メートル、事業費五、八八〇万円（地元負担金）七〇〇万円

昭和四十四年度 この年度より着工した農免道路整備事業については事業主体である道に協力し、次の事業を行う。

事業量 一、四九四メートル 事業費一、三二四万円

昭和四十五年度 農免道路整備事業第二年度事業は、事業主体である道に協力、その推進を図る。事業量一、六八〇メートル、事業費一、九二〇万円

昭和四十六年実施計画をもって、道々東十二丁目線と町道東十八丁目線を、国道十二号線に結ぶ国道東側丘陵地帯縦断道路新設改良事業の調査設計を完了、農林省協議を得て事業申請の手続終わる。

事業内容 WⅡ五・五メートル LⅡ四、八四七メートル 総事業費七、三〇〇万円

総工事費 六、二六二万八、〇〇〇円 工事雑費 一、〇三七万二、〇〇〇円
工期 昭和四十六年～四十八年（三カ年）

昭和四十九年度 農畜産物・農業資材の搬出入はもとより大型機械の運行等にも支障が大きく、交通安全並びに地域開発上からも大きな障害となっている未整備道路について、農業経営の安定と農業機械の運行を容易ならしめ輸送費の節減、流通機構の改善、生活環境の整備を図って近代的な農村建設に寄与するため、地区内の意向集約と事業施行申請を行い、同年計画（昭和五〇～五二年実施）東仲十七丁目地区、事業量 幹線農道一、四三〇メートル、事業費六、一五〇万円補助金三、一九八万円を実施する。

㊤ 道営開拓地道路補修事業（昭和五十一年度）

東十五丁目地区の開拓地道路補修事業調査設計を実施した。

事業量 道路工LⅡ一、八〇〇メートル 事業費（計画）七、七〇〇万円

㊦ 広域営農用団地農道整備事業

昭和四十七年度 農業振興の一環として、広域営農団を確立し、大型機械を導入し、ライスセンターカントリーエレベーター、玉ねぎ貯蔵庫の建設による経営の合理化及び集出荷の円滑をはかり農業経営の安定化、輸送費の節減、流通機構の改善並びに生活環境の整

備のため、広域営農団地農道整備事業昭和四十八年度新規採択地区として、地区内の意向を取りまとめ、事業の申請を行う。

受益面積 水田三、八四六ヘクタール 普通畑六〇四ヘクタール 計五、一七八ヘクタール

受益農家 一、一二二戸、主要作物 水稲・玉葱
事業量 道路工二〇、八七六メートル 橋渠工七カ所 事業費五億九、八〇〇万円

㊧ 樹園地農道網整備事業

果樹関係の生産資材及び農産物の流通促進を図り、大型機械の運行合理化による労力節減と、生産品出荷輸送時の荷いたみ防止や地域農家経営、経済の安定に資するため、樹園地農道網整備事業を昭和四十七年度新規採択とし地区内の意向を取りまとめ、事業申請を行い、新規地区として採択され、事業実施を行った。

受益面積 樹園地一二七・一ヘクタール、水田〇・九ヘクタール、普通畑一・八ヘクタール 計一二九・八ヘクタール、受益戸数六一戸。事業量 幹線一、六二〇メートル、支線農道二、五三〇メートル、耕作農道一、五五五メートル、計五、七一五メートル。橋渠 一カ所 九・一メートル。事業費七、八〇〇万円

昭和四十七年度実施 事業量幹線農道六四〇メートル、橋渠一カ所九・一メートル 事業費 一、二〇〇万円

昭和四十八年度実施 事業量 道路工二、七七七メートル。

事業費 四、六〇〇万円 補助金 二、五五七万五、〇〇〇円

昭和四十九年度実施（江部乙東南地区）事業主体 滝川市

事業量 幹線農道二、二八四メートル、支線農道一、〇九七メートル、橋渠二カ所。事業費二億一、〇〇〇万円 補助金一億一、五五〇万円。

特認事業（昭和五十年年度）

〇円。

昭和四十三年には、滝川玉葱生産利用組合が事業主体で、次の機械を導入するため、これに必要な指導並びに助成を行った。

事業内容 受益面積三五・五ヘクタール戸数一四戸

事業量	事業費	
	事業量	事業費
トラクター	二台三、二〇八、〇〇〇円	一台 三一七、〇〇〇円
ローターベーター	二台 八三〇、〇〇〇円	四台一、八四八、〇〇〇円
ポットムブラオ	一台 一〇〇、〇〇〇円	二台 二八一、八〇〇円
ライムリーク	二四〇、〇〇〇円	計 一四台六、八二四、八〇〇円
		(補助金 二六九万七、〇〇〇円)

指定野菜である玉葱の生産出荷近代化事業は、昭和四十三年度に実施した事業に続いて、昭和四十五年度は貯蔵施設を設置した。

貯蔵施設 一棟、事業費一、二八〇万円、事業主体 滝川市農協、①、移植機 三台②、防除機 一台③、格納庫 一棟④、トレーラー 一台 以上昭和四十二年⑤、貯蔵施設 一棟 四十五年⑥、玉ねぎ収穫機 二二台(自走式) 昭和五十一年度、

生産施設団地整備事業

① 肉用牛生産団地育成事業

工種	区分	
	全	体
肥育牛舎飼料庫	二棟一、二七二㎡ 二棟 六六八㎡	九六、九五五、〇〇〇円 一三、六一四、〇〇〇円
管理人舎電気導入	一棟 六三㎡ 六四〇㎡	四、七二〇、〇〇〇円 二九九、三〇〇円
雑用水管理用機械	ホイルローダー他 一七二㎡	七、〇三七、〇〇〇円 八九九、〇〇〇円
草地造成合計	三 ha	一二六、五〇一、三〇〇円 五〇一、三〇〇円
道補助金		六三、二四九、〇〇〇円

滝川市農業協同組合が事業主体となり、二カ年継続事業で初年度工事に対し助成、江部乙町東十三丁目旧江部乙高校跡地に設置した。

地域施設整備事業(農業構造改善事業)

① ライスセンター

昭和四十二年一棟(五二五・九平方メートル) 四十八年一棟(八八・五平方メートル)

② 粃乾燥調整施設

昭和四十三年度農業構造改善事業で設置した農業協同組合粃乾燥調整施設に対し、一、〇〇〇万円を一〇年間(43~52年)毎年一〇〇万円を補助することとし、四十五年分(三年目)一〇〇万円を補助した。昭和四十五年一棟についても(46~51年)毎年一〇〇万円を補助する。

③ 臨時乾燥施設設置事業

昭和五十一年度設置の滝川市農業協同組合臨時乾燥施設に対し五

○万円を補助した。

㊦ 農機具修理施設

昭和四十六年度、事業量 一棟 五七二・二二平方メートル、機械器具一式

車輛(レッカー車) 一台

事業費 二、九七五万円、補助金一、四八七万五、〇〇〇円

㊧ 農機具格納庫

昭和四十八年度 滝の川地区一棟一三一・二平方メートル

昭和五十一年度 滝の川東地区一棟五〇九平方メートル

滝の川西地区一棟四六五・七平方メートル、東滝川地区一棟二

七〇・二平方メートル

㊨ 育苗施設と育苗ハウス

昭和四十九年度 東滝川地区育苗施設(作業室) 一棟一九四・四平方メートル

育苗ハウス 四五棟

昭和五十年年度 東滝川地区 育苗ハウス 一五棟

昭和五十一年年度 東滝川地区育苗施設(機械施設一式)

育苗ハウス 二四棟

滝の川西地区 育苗施設(機械施設一式) 育苗ハウス 一二二棟

㊩ 放牧施設

昭和四十九年度 東滝川地区放牧施設(隔障物) 一万八八二メートル

ル

昭和五十年年度 東滝川地区放牧施設(〃) 三、三五二メートル

昭和五十一年年度 東滝川地区放牧施設(〃) 一万八〇九メートル

㊪ 給水施設

昭和五十年年度給水施設三カ所、五十一年七カ所を、東滝川地区に設置する。

㊫ 飼料庫

昭和五十年年度 飼料庫一棟三二四平方メートルを、東滝川地区に

設置する。

㊬ 薬浴施設

昭和五十一年年度 薬浴施設七棟を、東滝川地区に設置する。

3 農業経営整備事業

農業用地取得円滑化事業

昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50
昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50
西	〃	〃	滝西	滝西	滝西
南	〃	〃	川南	川南	川南
一八件	一〇	一九	一五五		
事業主体				滝川市農業委員会	〃
二六三ha	一九三	一九四	二五〇・八六	二〇七	三三〇
二四、六〇円	二二、八七五	一九、〇〇〇	二八、〇〇〇	二六、〇〇〇	二五、〇〇〇
一八三、〇〇〇円	七五、〇〇〇	三、七五	九五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇



江部乙農村環境改善センター

都市に比較して立ち遅れている農村生活の環境を整備し、農業の健全な発達と農村在住者の福祉の向上に資するため、四十八年から五カ年計画で農村総合整備モデル事業を実施地区四〇〇総事業費三、二〇〇億円で発足した。

事業は市町村が策定する農村総合整備計画に基づき、本事業により農業生産基盤、集落道路、生活排水施設、農産廃棄物処理施設等の整備を行うものである。

四十八年度においては、初年度として計画五〇地区、事業着手一〇地区を予定された。

昭和三十七年度から事業着工により進められた農業構造改善事業・農業生産基盤整備と併せて、農業集落における生活環境の条件整備を図る事業が、昭和四十八年に農業総合整備モデル事業として、政府予算案が閣議決定され予算総額三億四、一五一万六、〇〇〇円であった。

第十節 農業総合整備モデル事業

51	東滝の川川	〃〃	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一九六,〇〇〇
----	-------	----	---------	---------	---------

区分	事業種類	事業主体	総事業量		51年度まで完了工事		52年度以降残工事		進捗率		
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
農業生産基盤事業	農業用排水施設	滝川市	4条	2,330m	160,700		4条	2,330m	160,700	0%	0%
	農道	〃	13条	11,060m	435,700		13条	11,060m	435,700	0%	0%
	計				596,400			596,400		—	0%
農村環境整備事業	農業集落道	〃	7条	3,963m	333,400		7条	3,963m	333,400	0%	0%
	集落排水施設	〃	2条	950m	55,600		2条	950m	55,600	0%	0%
	用地整備	〃	3か所	22,026㎡	102,300		3か所	22,026㎡	102,300	0%	0%
	集落防災安全施設	〃	2か所	5,600m	45,100		2か所	5,600m	45,100	0%	0%
	計				536,400			536,400		—	0%
農村環境整備施設事業	農村環境改善センター	〃	1棟	2,614.24㎡	331,700	本館 1,698.57㎡	124,700	多目的ホール 915.67㎡	175,000	65.0%	47.2%
	農村公園	〃	4か所	10,886.76㎡	13,000			4か所 10,886.76㎡	13,000	0%	0%
	計				344,700		124,700		188,000	—	45.5%
合計				1,477,500		124,700		1,320,800		—	10.6%